

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## 第7回会合議事録

1. 日時 平成25年6月20日（木） 14:00～16:59

2. 場所 食品安全委員会大会議室

### 3. 議事

- (1) 平成24年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
- (2) 平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
- (4) その他

### 4. 出席者

(委員)

早川座長、石川専門委員、江森専門委員、大瀧専門委員、生出専門委員、鬼武専門委員、唐木専門委員、小泉専門委員、小出専門委員、河野専門委員、近藤専門委員、酒井専門委員、高岡専門委員、田崎専門委員、局専門委員、中本専門委員、早川専門委員、山田専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

山添委員、石井委員、上安平委員

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、植木情報・勧告広報課長、山本評価第二課長、篠原リスクコミュニケーション官、池田評価情報分析官

### 5. 配布資料

- 資料1-1 平成24年度食品安全委員会運営状況報告書（案）
- 資料1-2 平成24年度「自ら評価」提案案件に関する情報提供について
- 資料2-1 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日食品安全委員会決定）の

#### 改正案

- 資料 2 - 2 企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）の改正案
- 資料 2 - 3 平成 25 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
- 資料 2 - 4 平成 25 年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）
- 資料 3 - 1 平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子
- 資料 3 - 2 平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画
- 資料 4 食品安全委員会事務局の組織再編について

## 6. 議事内容

○早川座長 それでは、時間でございますので、ただ今から企画等専門調査会第7回会合を開催いたします。

本日は、20名の専門委員の方々とともに、服部専門参考人が御出席でございます。一部の方は遅れてこられる方もいらっしゃるとお聞きしております。それから、食品安全委員会からも3名の委員の先生方に御出席をいただいております。

続きまして、議事に入ります前に、5月16日付で事務局組織の改編が行われたということでございますので、事務局から報告をお願いいたします。

○井原総務課長 私のほうから報告させていただきます。

まだ資料の確認の前でございますけれども、資料の一番下に資料4、2枚ものがございますでしょうか。それに基づきまして御報告させていただきます。

5月16日付、本来であれば、年度当初から事務局組織再編を予定しておりましたが、御承知のとおり、本年度、予算成立が若干遅れましたもので、5月16日付で事務局組織の再編は行っております。

評価支援体制を強化するというのを主な趣旨といたしまして、評価課を評価第一課、評価第二課に再編するというものでございます。課が1つ増えましたものですから、スクラップ・アンド・ビルドで、情報・緊急時対応課と勧告広報課を1つの情報・勧告広報課にするとともに、一部、情報・緊急時対応課の業務を総務課に移管をするという組織再編を行っております。

2ページ目が再編後の姿でございます。総務課、評価第一課、評価第二課、情報・勧告広報課。評価第一課は化学系の評価業務、評価第二課は生物・物理系の評価業務を行うという内容でございます。

また、前回この専門調査会の開催後、私ども幹部の異動がございましたので、ここで併せて御報告させていただきたいと思っております。

まず、評価第二課に新しく山本課長が着任をしております。

○山本評価第二課長 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 それから、情報・勧告広報課長として植木課長が着任をしております。

○植木情報・勧告広報課長 植木でございます。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 それから、評価情報分析官、池田分析官が着任をしております。

○池田評価情報分析官 池田でございます。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 以上でございます。どうもありがとうございました。

○早川座長 それでは、引き続きまして、議事に入ります前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告していただきたいと思います。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成 24 年 6 月 21 日の企画等専門調査会の資料 5 の確認書、利益相反関係の事項の確認をお願いしていたものでございますけれども、その確認書と、その後に提出されました確認書を確認いたしましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

御提出いただいた確認書について相違はなく、ただ今の事務局からの御報告のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の裏面の配布資料のところがございますように、まず、資料 1-1 といたしまして、平成 24 年度の運営状況報告書（案）、それから、その関連資料として、「自ら評価」提案案件に関する情報提供について資料 1-2 を用意させていただいております。それから、資料 2-1 から資料 2-4 まででございますけれども、「自ら評価」案件関係の資料を用意させていただいております。資料 3-1 と資料 3-2 が緊急時対応関係の資料でございます。資料 4 が、先ほど説明させていただきました事務局組織再編関係のものでございます。

以上 9 点でございますけれども、不足等ございませんでしょうか。

○早川座長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして会を進めたいと思います。

まず、議事（1）の平成 24 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）につきまして審議をいただければと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 1-1、資料 1-2 に基づきまして説明をいたします。

資料 1-1、平成 24 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）というものでございます。昨年度までは、この報告書（案）とフォローアップという 2 つの資料を用意させていただいておりましたが、記載事項がほぼ同じということで、このたびからこの 1 つの報告書（案）にまとめて報告をさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、表紙の裏面に目次を用意しております。

本文のほうでございますけれども、1 ページ御覧いただきますと、右側に平成 24 年度、昨年度の運営計画の記載をしております。これに対応する形で、平成 24 年度どのような運営状況だったかという形で記載をしております。

まず、1 ページ目の総論のところでございますが、昨年度、BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価、あるいは東京電力福島第一原子力発電所事故に係る食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについて精力的に実施したということを総論として掲げさせていただいております。

それから、2 ページ目のところですが、委員会の運営全般ということで記載をしております。

中でも、当専門調査会、企画等専門調査会の開催につきましては、1 の（2）にございますように、6 月 21 日、10 月 11 日、12 月 11 日、平成 25 年 1 月 29 日と四度にわたって御審議をいただきました。

それから、専門調査会の連携の確保という点では、3 ページのところでございますが、平成 25 年 2 月 18 日に、委員会委員と各専門調査会座長との意見交換会の開催。

それから、リスク管理機関との連携の確保という御意見もこの専門調査会でも多くいただいておりますが、それにつきましては、11 月 5 日に食品安全行政に関する関係府省連絡会議、各関係府省の局長クラスの集まりですけれども、そこで情報交換、意見交換を行うほか、同会議の幹事会につきましては、原則、毎週金曜日午後開催してきました。

それから、2 の食品健康影響評価の実施状況についてでございますけれども、3 ページから 4 ページにかけて書いてあります。

企業申請品目につきましては、いわゆるタイムクロック制をしいておりまして、標準処理期間内に処理できるよう努めているところでございますが、3 件、3 ページから 4 ページのところにかけてでございますけれども、慎重審議のため複数回にわたる専門調査会の審議が必要だったということを理由として、超過案件がございました。

それから、国際汎用添加物につきましても、EU から早期指定という要請が出されておりますが、これにつきましては、科学的根拠に基づいて実施をしなければいけないということで、そのための必要な人員の増強等を行ったところでございます。

それから、各ハザードごとの審議状況については、4 ページから 5 ページにかけて、記載のとおりでございます。

6 ページでございますけれども、（3）「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施ですが、平成 24 年度の「自ら評価」案件といたしまして、「クドア」を選定していた

だいたところでございます。

それから、「自ら評価」の実施状況でございますけれども、6 ページの②の最初の食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価につきまして、これは、なかなか情報が集まらないものについては、迅速に国民に情報提供するという観点から、リスクプロファイルなどが作成され、これ以上なかなか新しい知見が集まらないものについては、そこで一旦終了することができるという手続について、この専門調査会でも議論いただきましたけれども、その手続に基づきまして、これについては「自ら評価」案件としての評価を終了しております。

そのほか、ここに記載のとおり、例えば、器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価、それからヒ素、オクラトキシン A、アクリルアミド等々につきましては、依然として調査審議、新たな知見の収集に努めているところでございます。

③「自ら評価」案件として選定されなかったものについては、情報提供すべきという御意見をいただいております、ここに書いてあるような実施状況のほか、資料 1-2、別紙 1 枚でございますけれども、

案件として選定されましたクドア以外の候補案件につきまして、情報提供の 5 月現在の状況をこの資料 1-2 にまとめております。空欄のところは、まだなかなか情報が集まっていないということで、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

資料 1-1 にお戻りいただきまして、8 ページでございますけれども、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視。評価結果をリスク管理機関に通知した後、その評価結果に基づきまして、具体的にどういう措置がとられているかということを定期的に調査をしております。

昨年度は、第 15 回調査のところでございますけれども、リスク管理機関において、評価結果の通知後、措置を講ずるために長時間を要しているものについては、直接リスク管理機関から説明を聴取するという新たな試みを始めております。

そのほか、9 ページ、4 のところ、食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進でございますけれども、9 ページから 10 ページにかけて、継続案件については中間評価、それから終了したものについては事後評価を行ってきております。

その関連のまとめといたしまして、69 ページ以下に、それぞれ中間評価、それから事後評価の結果を表にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから同様に、10 ページの (2) のところでございますけれども、調査事業も行ってきております。その状況につきましても、まとめとして資料の参考 3-7、参考 3-8、78 ページから 79 ページにかけてでございますけれども、まとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

11 ページのリスクコミュニケーションの促進でございます。

当専門調査会におきましても、効率的、効果的なリスクコミュニケーションの在り方について熱心に御議論いただき、有益な御意見をたくさんいただいているところでございま

すけれども、昨年度の実施状況につきまして、81 ページを御覧いただきますと、厚生労働省、農水省、それから消費者庁との連携で開催したものの一覧、それから 86 ページ、参考 4 に行きますと、意見交換会の実施状況、その効果がどうであったかきちんと書くべきであるという御意見もいただいております、これは先日の専門調査会にも提出している資料でございますけれども、例えば 86 ページの一番下のところ、募集人数に対する参加者数ということで 92% 充足率といった数字を掲載しております。あと意見交換会後のアンケート結果の状況等につきまして 87 ページ、それから参考 4-3 につきましては、食品安全委員会セミナーの実施状況、またそのアンケート結果について 88 ページから 89 ページに記載をさせていただきます。

それから、元にお戻りいただきますと、11 ページから 12 ページにかけては、情報提供・相談の積極的実施。

その実施状況について記載をしておりますが、これも行ったり来たりで恐縮でございますけれども、90 ページ、参考 4-4 にホームページによる情報提供、ホームページのアクセス件数（平成 24 年度）、月平均のアクセス件数が 4 万 6,274 件、それから総合情報システムについて、トータルで 515 万 9,030 件、それからアクセスの多いトップページ、検索ページ等を除いて 24 年度アクセスの多かったページについて、その 1~10 に記載をしております。それから、資料 4-5 はメールマガジンによる情報提供の状況で、メールマガジンの会員数、2 月末現在の数字でございますけれども、1 万 2,305 という状況になっております。

それから、12 ページにお戻りいただきますと、そのほか、報道関係者との連携の充実・強化ということで、マスメディア関連との意見交換会や、消費者団体等関係者との情報交換会を開催してまいりました。

⑤ リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携ですが、意見交換会の開催状況につきましても、具体的には参考 4-10、ページでいきますと 98 ページ、これは食品中の放射性物質対策に関する説明会。地域別にどういう傾向であったか、また参加者の状況、意見交換会や説明会を開催した効果等がどうであったかきちんと記載すべきであるという御意見もいただいておりますので、地域別で充足率という形で、これも以前に提出した資料でございますけれども、まとめさせていただきます。

14 ページにお戻りいただきまして、緊急事態への対処について書いております。

特に 6 の (2) 緊急事態への対処体制の整備。前回の専門調査会等でも申し上げたと思っておりますけれども、消費者庁が、政府全体としての司令塔的機能の役割を担うことになったことから、関連の各種手続の見直しを行っております。

それから、(3) 緊急時対応訓練の実施。実務研修、確認訓練を昨年度も行ってきております。特に確認訓練、11 月 16 日に開催しましたがけれども、その際には、消費者庁、厚生労働省、農林水産省も参加して行ったところでございます。

15 ページに食品安全総合情報システムの活用。それから、15 ページから 16 ページにか

けまして、国際協調の推進として、国際会議等への派遣、海外研究者の招聘、それぞれ個別のまとめの資料を後ろにつけております。

それから、海外への食品安全機関等との定期会合の開催について、初めて11月28日にEFSAと定期会合を開催しております。

こういったことの、総括として、17ページに昨年度の運営状況の総括をまとめております。

大きく4点まとめておまして、まず、食品健康影響評価のところでございますけれども、国際汎用添加物の評価などを着実に実施することができたと考えておりますが、依然として評価中の案件が540件近くある。

1ページおめぐりいただきまして18ページのところに、25年3月29日現在の状況でございますけれども、審議中の案件が544件、現在6月14日現在ですと469と若干は減っておるのですけれども、依然として、特に農薬のポジティブリスト関係等々、審議中の案件が多く残っている状況にあります。

そういったことから、引き続き評価体制の強化を図る。25年度から、先ほど御説明いたしました事務局体制の再編、それから定員も2名増えるなどの強化を図ってきているところでございますけれども、引き続き評価体制の強化を図るとともに、情報収集の在り方、評価書の見直しについて検討する必要があるという課題を併せて掲げさせていただいております。

それから、「自ら評価」案件についても、評価に必要な科学的知見が十分でないことから、引き続き科学的知見を充実させていく必要があるということを記載しております。

2点目が技術研究でございますけれども、毎年度、この関係予算が縮減をされてきておまして、より一層評価に役立つ研究課題に的を絞って、重点化をして実施していく必要があると認識しております。

3点目のリスクコミュニケーションにつきましても、関係府省や地方公共団体等と連携をして実施してきたという状況は資料にまとめさせていただいておりますけれども、依然として、いわゆる風評被害がなくなるという状況にあるという現実もございますので、実施効果を検証しながらリスクミを実施する必要があるという課題を掲げさせていただいております。

緊急時対応。緊急時の司令塔機能が消費者庁に移管されたことを踏まえて、新体制による緊急時対応に万全を期する必要がある。これは後ほど議事(3)のところ、今年度の訓練計画の状況について御説明をさせていただきますけれども、こういうことを記載しております。

これらの認識に立って、前回御議論いただいた今年度の運営計画の重点事項として、17ページの(1)～(4)に記載していることを記載しているところでございます。

説明が長くなりましたけれども、以上でございます。



○早川座長 どうもありがとうございました。

それでは、この平成 24 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）につきましては、委員会に報告する必要がございますので、資料 1-1、今御説明いただきましたけれども、この記載事項について御意見等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでございでしょうか。よろしいですか。

特段の御意見がないような雰囲気ですが……どうぞ。

○鬼武専門委員 意見がないのは寂しいと思ひまして、発言させてもらいます。

まとめのところにもあったのですけれども、評価がなかなか、食品安全委員会として食品健康影響評価が思うにまかさないものとして農薬等のポジティブリスト制があるわけですが、先ほどの井原さんの説明では、要するに、評価課を強化した。私はそこも重要と考えますけれども、やはり農薬自体の評価手法とか、個々にも添加物のほうで書いてありますけれども、情報の集め方だとか、やはりそのほうも併せて見直さないと、農薬の評価はこれ以上難しいのかなというのを、これは感想として感じています。ですから、今年もコーデックス残留農薬部会、私は出ていませんけれども、議事録を見ると、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門会議）のほうでは、WHO のほうでいろいろな古い農薬とかデータがなかなか国際機関のほうでも出てこない、企業のほうから協力が得られない農薬についてどう評価をするとか、いろいろアプローチを苦労されているようなこともあって、そこではケース・バイ・ケースでやるというようなことも書かれてありましたけれども、何か海外のところからももう少し情報を集めて、その上で評価手法なり、その辺のことも検討すべきだというふうに思っております。

以上です。

○井原総務課長 その点につきましては、17 ページのところ、評価手法の見直しについて検討する必要があるというところ、全く同じ認識を持っておりまして、しかしながら、食品健康影響評価、最新の科学的知見に基づいて行うというところで、まさに最新の科学的知見というものを、例えば、海外の国際機関等が既に出しているリスク評価の結果等をどう考えていくかという点はなかなか悩ましいところがございまして、この評価手法の見直しについて検討する必要があるという、甚だ抽象的な表現ぶりとして課題として書かせていただいているところでございます。

○早川座長 何かここに具体的な何か文言を入れると、今おっしゃったような意見が反映されるというか、そういう御提案はございますでしょうか。

○鬼武専門委員 多分文言は今、事務局の井原さんのほうで十分におわかりだと思いますので、むしろ海外なり国際機関でいろいろな形で評価手法なり、そういうことについても

検討されていますので、それを最新のやつを集めて、日本の中でもリスク評価の改善をするというふうな中身でいいと思いますけれども。特段この文章の修正というふうにはないと思っています。

○早川座長 強いて言えば、海外での在り方も参考にしつつ評価手法を見直してみたいな、そういう文言が入れば、もうちょっと具体的かなという、そういう趣旨ですね。これは入りますかね。

○井原総務課長 御趣旨を踏まえまして、修正させていただきたいと思います。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。

○唐木専門委員 一人では寂しいというので、付き合います。

報告ですから、これまでのことを正確にわかりやすく書いてあるということで、中身は結構ですけれども、この記載の方法で、例えば、1 ページのところに総論があります。その下から 3 行目に「精力的にリスクコミュニケーションを実施した。」最後の行にも「精力的に実施した。」この「精力的」というのは非常に主観的な用語であって、これは読む人が判断するものである。ですから、ここでは客観的な記載に徹すべきだろうと思うのです。例えば、リスクコミュニケーションを何回実施したとか、そういった記載にして、精力的かどうかを自分で判断しないほうがいいのではないかと、記載の問題です。

○早川座長 これは何か数字、今おっしゃっていた、例えば、リスクコミュニケーションの回数とか……

○井原総務課長 具体的な数字を入れるとになりますと、実施対象、あるいは誰と共催してやったかなど、いろいろな違いがありますので、数字をまとめて何回やったと書くと正確に伝わらない面もありますので、「精力的に」というのを取りつつ、できるだけ客観的な表現に改めたいと思います。

○早川座長 数の問題と力の入れようと両方あると思うのですけれども、両方併せて「精力的」という言葉にはなっているとは思いますが、「従前にも増して」とか……

○唐木専門委員 一生懸命やったということがわかるような何かが入るといいですけどもね。俺は一生懸命やったのだと直接いうのではなくて。

○早川座長 わかりました。「従前にも増して」と言うと、従前が余りやっていなかった

と思われても困るので、本当はこれ、多分、本当にできる限りのことをやられたのだらうとは思いますが、何かうまい客観的な言い回しがあると一番よろしいんですけど。

○唐木専門委員 そうですね。

○井原総務課長 事務局のほうで考えさせていただいて結構ですか。

○早川座長 どうしてもなければ結構だと思いますけど。

○唐木専門委員 お任せします。

○早川座長 これは本当はこういうことをより充実してやるために、前からずっと申し上げていることなのですから、やはりマンパワーとか、お金とか、いろいろ必要なことがある。現在、この食品安全委員会に対するバックアップがやはり非常に私は乏しいと思っています。前から申し上げていますが、ビルの賃貸 2 億円を含めて運営費が 10 億円以下というのは、これは日本全体の食品の安全のリスク評価をし、これだけいろいろなことをやるということの政府予算として本当に十分なのかどうかと、それはここには書きませんが、そういう中で多分精力的に一生懸命やったというふうなことなのだろうと私は理解しています。厚生労働省の食品に関する研究費そのものが少なくなってきていますが、それでも 10 億円を超えていますし、ほかの分野では生命科学分野なんかでも何 10 億という単位で一研究者にお金が投じられていることもありますので、そこら辺はもうちょっとバックアップが安全委員会のほうにもよくなってきてもいいのではないかなという気もいたします。余計なことを申しましたけれども。

ほかにいかがでしょうか。

○河野専門委員 では、せっかくですから、3 つ目の意見として。

リスクコミュニケーションのことなのですから、17 ページのまとめのところに、「効率的にリスクコミュニケーションを実施することができた」、「実施効果を検証しつつ」という表現がありまして、今、唐木先生が表現のことをおっしゃったので、私もちょっと気に。

13 ページのリスクコミュニケーションの概要のところなのですから、そこは「効果的に実施するため」ということで、「効果的」という言葉が使われているのですけれども、まとめのところで「効率的に」という文言を使った意味合いを確認したいのと、全体の評価はいいのですけれども。

それと、「実施効果を検証しつつ」というところなのですから、このアンケートの取り方で、先ほど御紹介いただいた 99 ページ、100 ページのところで、全体の理解する

こともできたし、それから、内容もよくわかったし、評価もいいのだけれども、説明会に参加する前と後では考えが余り変わらなかったというパーセンテージが高いのですよね。余り変わらなかったというのをどういうふうに評価していらっしゃるのか。そもそも最初にそうだろうと思ってきたのか、違うなと思ってきて、余り変わらなかったという評価をもらっているのか、そのあたりが実際効果検証するときに、変わってほしかったのか、変わらなかったのか、このところからちょっと読めないような気がしましたので、そのあたりをきちんと確認した上でというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○早川座長　いかがですか。

○井原総務課長　第1点の「効率的に」という言葉を使用いたしましたのは、まさに効果という点で何を指標にするかということではなかなか悩ましい面もありまして、「効果的に」とはまず書けないなと考えました。「効率的に」という表現は、まとめの資料の中にも書いておりますけれども、募集人員に対する参加率とか、あるいは少ない予算ですけれども、予算の効率的な使い方という意味だったら、これは何だと言われても説明できる表現ではないなと考えました。「効果を検証しつつ」というところで、まさに委員おっしゃるように、効果の検証の方法、あるいは基準をどう作るかというところも考えながらやっていかなければいけないということで、「効果を検証しつつ」という表現としています。まず効果をどうやって測定するのだというところをきちんと詰めていかなければ、なかなか難しいと思えますけれども。

○唐木専門委員　それに関連して1ついいですか。今の「余り変わらない」、「変わらない」というところですが、最初に全頭検査が必要だと思っている人が、これ要らないのだよと言われて、やはり変わらなかったのか、最初から要らないよと思っている人が、要らないと聞いたから、それはそうだと思って変わらなかったのか、これは全然違うことなのですね。本当はそれがわかるようなアンケートの取り方をしないと、これは余り意味がなくなってしまうということがあるので、設計のときに少し考えていただきたいと思えます。

○早川座長　どうもありがとうございました。アンケートの取り方のノウハウを教えてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどの「効率的な」という文言は、背景としてはそういう背景であるということによろしいですか。

○河野専門委員　はい。

○早川座長 それから、アンケートの取り方については、もう少し本当の意味での効果がわかるような取り方をしてほしいという、今後に向けての要望ということによろしいですか。

○河野専門委員 はい。

○早川座長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

○高岡専門委員 すみません、素朴な質問なのですが、98 ページの参加者数に対しての充足率というのがあるのですけれども、これは、もともと募集した人員に対してこれだけ集まるとか、そういったものをあらわしているのですか、これ。

○篠原リスクコミュニケーション官 そのとおりでございます、会場ごとに募集人員を、通常は設定して募集しておりますので、それに対して何人実際に集まっていたかというようなことで充足率を出しています。

○高岡専門委員 わかりました。ありがとうございました。余りにも数字のばらつきがあって、低いところは20%台で、多いところは100%を超えているというのがありますから、同じ内容でやっていらっしゃるのにこれだけ差があるなら、ちょっとと思ったものですか。

○篠原リスクコミュニケーション官 募集人員は会場のキャパシティとかその辺とも関係があるものですから、必ずしも関心が高いところで十分な会場が確保できるかどうかといったような点もあって、それから時期的な関係とかもあり、ちょっとばらつきが出ているところがあるということでございます。

○大瀧専門委員 実際に茨城県のほうから声がかかりまして、意見交換会に私も出席しました。BSE に関しては、つくばの研究者の方から以前より、消費者は言ってもわからないから、自分たちはやっても仕方がない、意味のない検査もやらなければならなくなっているというような意見が上がっていたのは知っているのですけれども、実際にどれだけの消費者に伝えられているかというのは全くわかりませんでした。私の周りには意見交換会に出席したこともないですし、説明もよく聴いたことがないという方がほとんどという状況で疑問に思っていました。今回、意見交換会に行ってみまして、食品安全委員会の方と厚労省の方と茨城県の3人の方から御説明がありました。根拠がはっきりしてまして、素直に受け取れば、全く納得がいく説明です。

ある程度知識があれば、きっとすぐわかるのではないかなと思うのですけれども、それを持って帰って話してくださいと言われるのですが、そこからが難しいと思うのですよね。私が普段情報提供している方に話そうと思いましたが、資料は3人の方からたくさんいただくのですけれども、話をする際にそれを1つにまとめられものがあればと思って、県に聞きましたら、ないと、国に、食品安全委員会と厚労省などに聞いてくださると言われたのですけれども、聞いていただいても、そういうまとまったものがない。となると、そこから広げてあげようとする人が説明する際に配布できるようなまとまった資料がないのです。それで、私はその中で一般消費者が知りたいかなという情報を集めて、やはり6枚ぐらいになってしまうのですね、その資料を作って説明をしました。そういうことで、もし今後できるのであれば、意見交換会に来た人がどれだけの方に情報を広げてくださるのかなど、そういうことも検証したらいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○早川座長 貴重な御意見どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○小出専門委員 先ほどからリスクコミュニケーションの話がありますけれども、非常に特に放射性物質対策、極めて頻度高く数多くやっていただいたと思うのですね。企業でいろいろお客様対応する立場からは、結果として随分ありがたかったなど。2012年4月の時点と2012年の例えば10月、一番最後は何月でしたっけ、2013年になってからもやっているのか、かなり実際に同じような話をして説明しても、消費者の方、あるいは集まってきた方々の理解度が随分違ったのではないかな、その辺のところを少しどこかに書くわけにいかないのですか。実際に私は想像していて、恐らくかなり理解のされ方も変わってきたのだろうな。それは積み重ねと、それから全体的な、いわゆるリスクマネジメントの成果も上がって、それで反応が変わってきたのかもしれないけれども、そういうことが明確に言えるのか、あるいは何回やってもやはり同じだったのか、どうなのでしょう。私は企業において大分成果を皆さんも感じられたのではないかなというふうに思うのですけど。

○篠原リスクコミュニケーション官 実際には難しいところがあります。4省庁でやっている説明会は精力的にやっていますので、これの分析をしていくことで、今言われたようなところをさらに分析できるかなと思います。ただ、全体取りまとめは消費者庁さんがやられていますので、このアンケートの取り扱いとかを含めてそこは相談をしながら、いただいた意見を含めまして検証したい。

おっしゃるとおり、放射性物質対策に関しては、昨年、非常に要望もありましたし、対応してきたということでございます。我々としては、十分浸透しているようになればうれしいなということではあります。なかなかそこは定量的には出てはまいりませんが、

今年度の要望等もとっているのですが、かなり落ち着いた状態で昨年と比べれば、意見交換会をやってほしいという要望自体が減っているという状態はありますので、かなり浸透ということではしているのではないかなと考えております。

○小出専門委員 内閣府なのだから、消費者庁がやろうと、どこがやろうと全部まとめて成果のところに書いたらいいではないですか。

○篠原リスクコミュニケーション官 もちろん同じアンケート調査を使って、こちらにもこれを出しておりますので、さらに分析をしていくことは可能でございますので、また検討していきたいと思っております。

○山田専門委員 今の小出さんのお話のように、私も小売の立場から見て、以前に比べて放射性物質に対する理解は随分進んだと認識しています。特に以前御紹介いただいたように、食品安全委員会が報道機関と定期的に会合を持っていただくのは非常に効果があることだと思っています。放射性物質に限らず、今後もそういった会合の頻度を高めていただけると、助かります。やはり小売が言っても、メーカーが言っても、政府が直接言っても、お客様はなかなか信用していただきません。報道機関が正しい理解を持った上で伝えてくれるということはすごく大事だと思いますので、ぜひ今後ともよろしく願います。

○大瀧専門委員 風評被害の対策のところなのですけれども、以前私はこの委員会で、マスメディアに関して指導していただきたいというようなことを申し上げて、本当にしていただけているのではないかなと思います。一般の方から、最近余り騒がなくなったよねと、こういうような意見をいただいておりますので、本当に大切なことだと思っております。ありがとうございます。

○早川座長 お三方のコメントを受けてですが、例えば、総論のところなのか、どこなのかわかりませんが、先ほどの、例えばリスクコミュニケーションについて、総論のところと言えば最後、問題のあった「精力的に実施した。」というくだりですが、ここに関連して、この1年間で一定の理解を得るような何とかが見られたというふうな感じの書き方ができるかどうかという、全体を括って言えばそういう趣旨、そのほうが精力的に実施したこともさることながら、結果がそういうふうに見られたということが総論に書けるのではないかという御意見のようにも聞いたのですが、いかがですか。

○井原総務課長 そこも先ほどの主観的な表現か、客観的な表現かということと言いますと、受け手の側の理解度が高まっていると私どもが感じたという書き方をすると、それはそれでまた問題がなきにしてもあらずかなという気もします。それで客観的にそういう理解

度が高まっているというようなことが示せるデータがもしあれば、そういった形で理解が高まっているということは書けるのですけれども。

○早川座長 そこは委員の先生方、いかがですか。ここの運営状況の書きぶりにそういう文言を、これは毎年の年次報告ではありますので、ある意味では積み重なるの結果として今年があるということでもあるのですよね。だけど、そこは時間とともに着実な一定の理解が得られたみたいなことは書いてもいいような気もしないでもないのですが、どうぞ。

○唐木専門委員 やはり理解を得られたことを示す客観的な証拠が絶対必要だと思うのですね。それをなしに書くと、ここの世論誘導というふうにとられかねないし、主観的な評価ということになってしまうので、何かないのですかね、そういう調査は。

○早川座長 これはなかなか難しいと思うのですよね。どういう意識、どういう立場の人に、どういう形の設問を發したかによってまたその答えが相当変わってくるかもしれないので、ここで今お話を伺っているのは、それぞれの現場で感じられたこととおっしゃっているので、少なくとも今御發言された方はそう思っているということは事実ではあるわけですね。

○唐木専門委員 例えば、食品安全委員会に対する質問を年度別に並べてみると、その多い、少ないというものも一つの証拠になるのかなというような気がします。

○篠原リスクコミュニケーション官 1つは、先ほど話にあります、会場に来ていただいた方へのアンケートのデータは取っていますので、理解が深まったとか、評価をいただいているという点は出せるのですけれども、ただ、あくまでもそれは会場でのお話という形になりますので、それが全体としてどうかというのはなかなか難しい、客観的にどうかという話になると難しいところは事実あります。

それから、先ほどのダイヤルへのお問い合わせ件数なんかは23年度と24年度では全然違ってまいりますので、そのあたりはあるということはあるのですが、それが我々のリスクコミの効果なのかどうかという点との対応性といいますか、その辺は必ずしも1対1対応ではないといった点もあるものですから、その難しいところがあるのだろうなという気がしております。何かそういうデータがあれば工夫はしたいとは思いますが。

○早川座長 いかがですか。踏み込んで書いてもいいのではないかという御意見と、やはり客観性から考えて、もっと絞って言えば、この食品安全委員会の活動によってこうなったということでは必ずしもないかもしれない。つまりいろいろなマスコミとか、いろいろな情報が浸透していく中で食品安全委員会の活動だけではなくて、ほかの分野の要素もい



ろいろ加わって浸透度が高まったということで、これはなかなか、ここの書き方は確かに難しいですね。どういたしましょうか。

**○小出専門委員** 確かに難しいのですけれども、そういうことを言っていると絶対にいつまでも書けませんよね。例えば件数、例えば会社に来る質問だとか、あるいはお客様からの御指摘の件数なんというのは、どんどん放射能のレベルが下がってくれば下がるのは当たり前。だから、それはこれだとは言えない。恐らく唯一、客観的と言えるかどうかはわかりませんが、持っているのは、これだけ 27 回ですか、それぞれの省庁が協力してやられて、最初のころと、ある時期から、それから現在で同じことを説明されときに、どのように受け止められたか、それしか私はないと思います、恐らく。こういうリスクコミュニケーションの効果ですからね。放射能の数値が下がったというのは、別にいろいろあります。だから、客観的、客観的と言ったら、リスクコミュニケーションをずっとこれからやったら、いつまでも評価できないです。主観的でいいではないですか。全く勝手ままな主観的では困るけれども、継続して同じような説明会をずっとやられて、その経過が半年前と、あるいは 1 年前と随分違ったなということが何で書けないのか私にはちょっと理解できない。実際にやられた、努力された方々が何もそう書かなくていいというのだったら、私が言うことではないかもしれませんが、でも、せっかくやられて、明らかに効果が上がったと私は思っていますから、何らかの表現を考えられてもいいのではないかと思います。

**○篠原リスクコミュニケーション官** 非常に貴重な御意見をいただいていると思います。これの運営実績の報告に載せるかどうかは別としましても、効果の見方ということで、もっとアンケート等のデータを、場所も違ったり、対象者も、もちろん集まってくる人も、その会ごとにそれぞれ違うものですから、各回で単純に比較するとうまいこといくというか、どういうデータになるかというのがわからないところはあるのですけれども、もうちょっとせっかくのデータですので、分析をするようなことをして、何らかの形で効果みたいな点を見ていけたらなと思っておりますが、工夫をさせていただきたいと思います。

**○早川座長** 唐木先生、重ねて何かございますか。

**○唐木専門委員** この議論はリスクコミュニケーションの一番基本的なところの問題を話している大変大事なところなので、リスクコミュニケーションの効果をどうやって測定するのか、これはもうリスクミをやっている立場からはいつでも大変苦労するところです。リスクミの効果というのは、今までのお話のように、世の中の動きと密接に関係している。だから、世の中の動きがどれだけあるのか、リスクミの効果がどれだけあるのか、これはなかなか判定できないところがあります。

リスクコミュニケーションについては、原発の事故以来非常に逆風が吹いています。例えば、リスクコミュニケーションで情報を提供すること自体が、これは欠陥モデルと言って、皆さんに情報を与えれば問題解決すると思っている上から目線だというような批判があるとか、いろいろなほうに批判が今起こっています。そういう人たちとも対話をしていく中でリスクコミュニケーションの効果というものを主張するためには、やはりかなり客観的な資料を出して、そして主観ではなくて、感情ではなくて、データに基づいた議論をする必要がある。へたなことを言うと、揚げ足をとられるような、そういう状況の中で今リスクミが行われていることも認識しなくてはいけない、そういう難しい点があるだろうと思います。

**○大瀧専門委員** マスコミに関して、放射性物質については、もう忘れてしまったのか、あえて騒いでいないのかということをお聞きしたいなと思うのですが、まだ茨城県、実際に私は放射性物質を測定している現場に立ち会ったりしていますけれども、現在でも騒ごうと思ったら幾らでも騒げる状況があるのですね、タケノコとか原木シイタケとか、あと山菜の一部です。以前だったらマスコミは騒ぎ、取材に来られていたと思うのですが、最近は来られません。すごく静かにしてくださっていて、本当に季節品だけなので、そこで静かに終わっております。そのところがもしかして食品安全委員会のほうの働きかけでマスコミは躊躇して取材しないのではないかと、あえて報道していないのではないかと、いかがでしょうか。

**○河野専門委員** 今、いろいろ効果をどう考えるかという御議論を伺っていて、私が先ほど 17 ページのリスクコミュニケーションのまとめのところで、なぜ「効果的」ではなく「効率的」というふうに書かれたのかと質問したところに戻ってきたかなと思います。やはり最終的に、今この場では、効果ということに関して具体的にデータで示して実証的に書けないのだろう。ですから、回数ですとか参加者ですとかということで「効率的」という言葉を選ばれたのかなと、今、様々な御議論を聞いて私自身も納得したところがございますので、今回は、次回以降、本当に効果検証ができるかどうかもあるのですけれども、そのあたりを、この先の課題として持っていて、今回はこの表現ということでいかがかなというふうに私自身は思いました。

**○姫田事務局長** 今、大瀧委員なり河野委員からお話があって、あとは先ほど小出委員あるいは唐木委員から、いろいろとリスクミの基本的なことをお話しいただいております。

基本的に、1 つは、効果をどう測定するかというのは、かなり唐木委員おっしゃるように、非常に難しいところだと思っています。大々的にやると、座長おっしゃるように、金がないので、金かかっちゃうよねということがあるのと、もう一つは、全体の同じこと、それと我々食品安全委員会だけではなくて厚生労働省だとか農林水産省が同じように一緒

になってやってきていますので、どれのどういう効果があったのかというのはなかなか難しいところも出てきます。ですから、そういう意味でも、どのようなそれぞれの評価はどうやれるかというのは宿題にさせていただきたいと思っております。また、できるだけコストがかからないで、手間かからないでやれるようなことが、知恵が出せればと思っておりますので、これは事務局のほうで考えさせていただきたいと思っております。

それから、大瀧委員の、これからの定性的な話なのですがすけれども、厚生労働省の、残念ながら、食品安全委員会の、いわゆる記者クラブというのを持っていないものですから、内閣府の記者クラブは私どもの食品に余り関心がない人たちが来ていますので。それで、今回もここに書いてあるように、3回にわたって、いわゆるマスメディアとの懇談会をやった、これはできるだけ厚労、農水、記者クラブの人たち、それから生活科学部系の方々を個別にいろいろとお願いして、それで来ていただいてというような形をとっております。そういう意味では、私ども、あるいは農林水産省、厚生労働省、それぞれの記者クラブにかなり働きかけながら、そしてできるだけ勉強会をやりながらというような形でやってきておまして、この後の17ページのところにも、今後のを書いてありますが、マスメディア、消費者団体との連携強化などというようなことで、さらにマスメディアの方々に対してきちっとした科学的な基本のお話をさせていただく。どう書かれるかの判断はもちろんマスメディアの方々がされるわけなのですが、やっていきたいと思っております。ただ、残念ながら、マスメディアの、我々役人の倍ぐらい替わって、我々もよく替わるのですけれども、マスメディアもどんどん替わられるので、大体1年いっしょじゃない、1年精いっぱいみたいなどころがあるので、そうは言いつつも、ずっとコンスタントにやっていきたいと思っております。

もう一つは、それだけではなくて、マスメディアだけではなくて、今、上安平先生に来ていただいておりますけれども、上安平先生を中心に、今、各委員の先生方が順番に連続講座をやるということ、今、科学的な、基本的な講座を始めることで募集をしたら、40名で募集をしたら、とんでもないことになって、たくさん募集が来ております。この対応を考えないといけないと思っておりますけれども、そういうような形で、科学的な情報をしっかりと提供していくということを引き続き続けたいと思っております。やはりいろいろな賽の河原の石積みのようにですけれども、繰り返し繰り返しやっていくことが基本的には大事なことだと思っております。

放射線については、やはり、大瀧委員おっしゃったように、限定的に、いわゆるキノコと山菜と、それから淡水魚、一部の低生魚ということでマスメディアの方々も理解されたのだと思います。それで、それがもう一つは、ごく一部の、小さな流通はわかりませんが、大きな流通には乗らないということも理解していただいたのではないかなと思っております。ですから、そういう意味で、それが記事になっていかないということではないかなと思っております。

それから、やはり全体としては、今日も鬼武委員に来ていただいておりますけれども、い

いわゆる日生協なんかで、いわゆる実際の陰膳のデータとか厚生労働省で出したデータとか、そういうようなものがやはり国民に理解された。それは我々も使わせていただいて、パンフレットで広く任せていただいて、それは理解できたという方と、かなりパンフレットについて反響が大きくて、こんなものまいてと言われたこともありますけれども、いろいろな意味での反響は、それなりにあったのではないかなと思っております。引き続きそういうような形でのリスクミを積み上げていきたいと思っております。

○早川座長 それでは、ただいままとめたいなお話をいただきましたけれども、この報告書は、食品安全委員会としての運営状況報告書ということで、もともとの食品安全委員会の本来の役割に立ち返りますと、科学的に中立・公正というのが一つのスローガンであります。それから、リスクコミュニケーションは、これはリスク管理も含めてトータルとしてのコミュニケーションで、もしこの委員会で主な役割があるとすれば、それはリスク評価に対してどれだけ国民の皆様にコミュニケーションができて、客観的にどういうふうな成果が得られたか、こちら辺が、ここであえて書くべきことであろうかと思っておりますので、このところは一応先ほどの「精力的」というのはやや文学的表現だということで、そこは取らせていただいて、それから、成果がどう上がったかに関しては、これから、例えば成果評価をするときに、役に立つようなアンケートの取り方を工夫していくという形でこの議論は一応終えたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。小出委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

○小出専門委員 結構です。

○早川座長 ということで、いろいろな議論をいただきましてありがとうございました。

この案につきましては、先ほどちょっと海外もお手本にしてみたいな、評価方法のところがございましたので、部分的に細かな字句修正、あるいは「精力的」という言葉も取るということがございますが、その程度で、我々としては上の委員会のほうに上げていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか、そういうことで。

では、そういうことで、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題でございます。議題（2）平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方についての議事に移りたいと思っております。

事務局から、食品安全委員会決定についての改正案が提案されておりますので、まず、その審議から行いたいと思っております。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料2-1、資料2-2に基づきまして御説明いたしたいと思っております。

まず、資料 2-2 でございますけれども、「自ら評価」案件候補の選定基準の見直しについての案を提示させていただいております。

その資料 2-2 の一番最後のページですけれども、現行の選定基準がございます。

(1) 案件候補の選定基準、①国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、②危害要因等の把握の必要性が高いものとして書いてありますけれども、これは表題としてはそうなっているのですけれども、具体的な基準の中身を見ますと、大きく 2 つ、現在健康被害が生じていないけれども、今後健康被害が生じるもの、それから②が、健康被害が生じていて、危害要因等の把握の必要性が高いもの、大きく分けると、健康被害が生じていないけれどもおそれがある、現在実際に生じているという 2 つの基準。

それから (2) で配慮事由として、評価ニーズが高いと判断される場合、科学的知見が充足されている場合と、昨年度の選定候補の議論をいろいろいただきましたけれども、その中で、この基準がわかりにくく、また、事務局からの資料の提示の仕方もなかなか混乱を招いた面もあるということで、この際、わかりやすく選定基準を整理させていただこうという趣旨でございます。

それで、資料 2-2 の 1 ページ目ですけれども、「次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」ということで、(1) 健康被害が生じておいて、これに適切に対応するためには、評価の実施の必要性が高い。(2) が、生じていないけれども、今後生じるおそれがある、これに適切に対応するために評価の実施の必要性が高いと判断される。

現行にあります配慮事由につきましては、現行のように並列して並べますと、あたかも配慮事由も選定基準であるかのように誤解をされていたような印象を私ども受けましたので、そこは柱書きの、第 2 パラグラフでございますけれども、「当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。」という形で分けて書かせていただいております。

それで、この選定基準自体、「これを適切に対応するためには」ということで、非常に抽象的な表現になっております。これを具体的にどう判断すればいいのかということで、資料 2-1 で、事務局から、調査審議に当たって準備させていただく資料の作り方も見直したいということで提案をさせていただいているものです。

それで、これもまた一番最後のところなのですけれども、現行の資料に盛り込む事項ということで書いてございます。

調査審議の対象案件、それから②で、対象とならなかった案件及びその事由と、特に次のページのⅡ、対象案件からの除外事由として、「リスク管理機関での対応が適切に行われている場合」とか客観的な根拠が示されていないとか、過去に調査審議を行ったけれども、新たな科学的知見が得られていない等々。

この除外事由も含めた形で事務局で資料を提示をさせていただいて混乱を招いたというような気がしておりますので、その点も資料の提示の仕方として整理をさせていただきたいということでございます。

具体的には、2 ページのところでございますけれども、資料の見直し後の資料の作り方として例を示させていただいております。

これは、次のページの3 ページのところでございますけれども、これは昨年度、案件候補について御議論いただく際に事務局で準備いたしました資料の抜粋でございます。

特に混乱を招いたと反省をしておりますのが、先ほども御説明いたしました、この表の一番右のところの「除外事由」、(1) とか (3) と書いておりますけれども、(1) は、リスク管理措置が適切にとられているもの、(3) は、過去に調査審議をして対象にならなかったものと、あらかじめこういったことを書いておりましたので混乱を招いたという気がしております。

それで、そういったところをやめまして、2 ページ目のところでございますけれども、例えば、3 ページ目の「スクラローズ」の書いてあるような情報を、整理いたしますと、「区分」「要請形式」「危害要因等」、それから要請者が実際に記載している「要請内容」、それから「危害要因に関する情報」、これは事務局で整理をさせていただく部分でございます。あと参考情報といたしまして、事務局で把握している、先ほどの基準とも関連をいたしますけれども、「健康被害発生の情報」が実際にあるかないか、「健康被害発生のおそれの情報」があるかないか、それから、国内外でリスク評価が行われているか、いないかという状況、どのような「リスク管理措置」がとられているか、過去の企画等専門調査会での審議状況、それから、リスク評価手法が定まっていないなどの「技術的困難性」があるかないかという形で、収集しました情報を客観的に提示をして案件候補の選定に当たっての調査審議をお願いしたいという趣旨で見直しを行うものであります。

1 ページ目に戻りますけれども、「資料に盛り込む事項」として、「評価要請の内容」、要請形式、要請内容。それから、事務局が整理した危害要因に関する情報、3、参考となる情報として、ただいま御説明いたしました内容を(1)～(6)まで列挙しています。こういった形で委員会決定を改正いたしまして、今年度の調査審議に入らせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

**○早川座長** 2 つの案を今御説明いただきましたけれども、ここが一応形としては起案して、それで食品安全委員会のほうに、こういうふうに改定してはどうかという提案をする、手続的にはそういうことでしょうか。

**○井原総務課長** 手続といたしましては、事務局として委員会に案を提出するに当たって、この企画等専門調査会の御意見をいただくという趣旨でございます。

**○早川座長** わかりました。要するに、事務局から直接安全委員会に上げる前に、ここで、実際に「自ら評価」案件を取り扱っているのです、その立場からこの案を審議してほしいと、

こういうことでございますね。

○井原総務課長 はい、そうです。

○早川座長 ということでございますので、御意見等をお願いいたします。

○鬼武専門委員 前のよりも今回の修正されたところのがよくわかると思いますので、進めていただいて結構だと私は思いますけれども、1点だけ、スクラロースの例でいくと、どういう代替表記案があるかわからないのですけれども、スクラロースの食品健康影響評価ということで、食品安全委員会が2003年にできたときから見れば評価はしていないのですけれども、現行は厚生労働省になっています、その従前の厚生労働省の毒性部会のところは、その当時評価は一応しているわけですね。だから、ちょっとこの書き方が、全くADIの設定等についても評価をやっていないかというところではなくて、やはりその当時は厚生労働省のほうでADIの設定についても一応は検討されたということが誤解のないように書かれないと、見方によっては何もスクラロースについては日本で安全性の評価は一切されていないというふうに読み取れるというふうに私は思ったのですが、いかがですか。

○井原総務課長 わかりました。その点は、今年度、資料を整理していただく際には、評価の実施年等を誤解のないように記載したいと思います。

○早川座長 これは今とりあえずの例ですので、細かなところは実際に上がってきた案件について、より正確に書くと、そういう趣旨になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○河野専門委員 昨年、その次のページの案件候補の資料を見たときに、ほとんど何をどういうふうに理解していかかわからなかったのですが、専門的な内容ではなくて、資料の構成上。今回提案していただいたふうに、こういうふうに整理していただくと、どこをどういうふうに見ていけばいいのかなというのがかかなり要領よくまとまっていると思いますので、今年案に賛成させていただきます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○山根専門委員 選定基準で、資料2-2でいいますと(2)です。健康被害は生じていないが、今後生じるおそれがあり、これに対応するために必要性が高いということで案件候補となるというわけなのですけれども、この健康被害が生じているか、いないかというのは簡単に確定できないのではないかという思いがあります。ですから、健康被害は確認で

きていないけれども、また因果関係は明確ではないが、健康被害と疑われるものとか、そういう状況のものもあるのではないかと思いますので、この表現だけでいいのかなというのが1点ございます。

それと、すみません、もう1点、私の理解がいつも不十分なのですが、科学的知見が不十分であるという言い方でいろいろ対応されるわけですが、その科学的知見が不十分であるためリスク評価ができないという言い方と、不十分であるため十分な調査が必要だという、その両方があります。十分な調査というのも評価の1段階というふうに私は考えているのですが、そのあたり、どう考えればいいのかというのを教えていただけますでしょうか。

○早川座長 事務局のほうからお答えになりますか。

○井原総務課長 まず、健康被害が生じているかいないかというところと、今後生じるおそれがあるかないかというところにつきましては、先ほどの資料2-1の2枚目の新しい表のところ、まず、事務局として、それに関連するような情報があるかないか、事務局で把握している内容をここに書かせていただきます。それで、事務局が把握していないような新たな海外の発生状況等があれば、情報としてこの場でいただいて、それをもとに御議論いただければという趣旨であります。ですから、生じているか、生じていないか、生じるおそれがあるかないかというところの判断は、この企画等専門調査会での御意見、御議論をいただいて判断をさせていただければと思っております。

○早川座長 よろしいですか。

○山根専門委員 もう一つの。

○井原総務課長 それからもう1点、科学的知見の充足性というところですけども、現時点において科学的知見の充足状況が非常に悪いので、直ちにはできないけれども、健康被害が生じているとか、あるいは今後生じる危険性が極めて高く、これは性急にやらなければいけないという判断になれば、それは調査事業なりを早急を実施して知見の充足に努めます。ただ、そこは幾つか案件候補が出てくるのが予想されますので、その優先順位づけの中で御議論をいただければと考えております。

○姫田事務局長 ちょっと補足しますと、いわゆる健康被害の発生情報というのは、これは基本的にはリスクアナリシスの初期作業なので、これは食品安全委員会でも海外の論文、あるいは海外のリスク評価機関、リスク管理機関の情報、これは具体的にEFSAですとか、あるいは場合によっては海外の検疫所とか、こういうようなところ。それから、厚生労働



省も同じようなことを、厚生労働省あるいは農林水産省もやっております。あとは、いわゆる厚生労働省で水際の検疫所の情報ですとか、それから各県あるいは市の保健所での情報、こういうようなものを全部それぞれの機関で集めて、それで、毎回の私どものほうで、いわゆる危害情報を集め、そして全部ホームページのほうにも載せておりますけれども、そういうようなことを常々やっております。ですから、そういう意味では、危害情報というのは、もちろん危害情報を全部確認できているかということ、それはわかりませんが、幅広くリスク管理機関、リスク評価機関で集めたものを基本にしているという状況でございます。

**○早川座長** 現実には、この資料 2-2 の (1) のようなことは、リスク管理機関がいち早くつかまないといけないことで、そこから諮問が出てくるべき筋合いのものだとは思いますが、セーフティネットみたいな感じで安全委員会も活躍するということだろうと思えます。

それから、今までの「自ら評価」案件の審理の中でも、科学的知見が十分か不十分かということが一つの選定材料にはなっているのですが、案件の重要性にかんがみて知見は少ないけれども、これから調査をしっかりとやってというふうな形の次の方向への指し示しというのも今までも行ってきたわけでありまして、そういうやり方で、評価ができないとしても事の重要性をここで御判断いただいて、その次に評価なのか、さらなる情報収集なのかを選択するというような感じのアプローチなのかなと理解しておりますが。よろしいですか。

**○植木情報・勧告広報課長** 今の件に関しましては、なかなか科学的知見が十分でないので、評価まで至らないケースがあるということでございますけれども、その場合でも、例えば、去年の場合、ヒスタミンについて、私どものファクトシートということでいろいろな情報を集めて、それを公表してございますので、自ら評価の案件とならなくてもそういう出口はほかにもあるということを少し御紹介したいと思います。

以上でございます。

**○早川座長** 単品のものは従来、科学評価されているものがそれなりに多いのですけれども、多分、これから問題となるかも知れないのは、健康食品など、非常に大量に生産されて、大量に摂取されているもので、科学的知見という趣旨からすると、非常に不十分というか、そこで、ここでも足切りに合っちゃって評価してもらえないようなジャンル。ぜひこれから安全委員会で、そうではあるけれども、そこに何か将来の落とし穴、健康被害発生の落とし穴があるかもしれないということは十分認識していただいていたほうがいいのではないかと思います。

今、日本は食品と医薬品とに分かれていて、それで、例えば健康食品とかサプリメント

に対するレギュレーションというか、本格的な意味でのレギュレーションはありませんけれども、アメリカ、ヨーロッパでは、サプリメントならサプリメントということで、ある種のきちんとしたレギュレーションをやっております。そこは日本では抜けているという部分もありますので、そこら辺も踏まえながら、しかも、健康食品の中に割とそういうのが多いということもありますので、その点、意識しておいていただいたほうがいいかもしれないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○渡邊専門委員 言葉のあやになるかもしれないですけども、この「健康被害は生じていないが」という言葉だと、これは非常にゼロという意味を受けるわけです。普通は、我々が感染症に関しても、いろいろな情報を得るときには、パブメドも含めて、ある程度プロバビリティがありそうなやつが引っ掛かってくるわけですね。ですので、ここはやはり健康被害を疑わせる情報がありというような形にして、それを引っかけてくる。そして、それが今後拡大のおそれがある場合にはとか、そういう形のほうが、(2)の情報はピックアップしやすいのではないかと思うのです。初めに「生じていないが」とネガティブな言葉が来ると、どこでどういうふうにしてそういう情報を引っかけるのがよくわからないというような意味になるので、言葉の使い方の問題かもしれないけど、その辺いかがですか。

○早川座長 これは健康被害が生じている。先ほど申し上げましたけれども、生じていれば、これは管理機関がいち早く乗り出さないとおかしい話で……

○渡邊専門委員 生じているではなくて、健康被害を疑わせる情報があり……

○早川座長 いや、1番の話から始めると、ですね。

○渡邊専門委員 僕は今2番をやっている。

○早川座長 それで、2番に関しては、今度は、それに対して「生じていないが」という書き方をしているのですが、実は先生おっしゃるように、確かに健康被害が明確に生じているという情報はないのだけれども、生じるおそれがあるみたいな、そういう文脈で(2)は言っているというふうには思うのですね。つまり、生じているか、生じていないかと二者択一的に言ってしまうと、中間段階で十分な情報がそこまで明確には、生じているというところまでは来ていないけれども、それが疑われる、さらに今後も発生するおそれがある事案が対象にならない懸念がでてくる。

○渡邊専門委員 これは、例えば英語で書くとどういうふうになりますか。

○早川座長 英語は決定的に書きちゃうから。このままだと中間がなくなっちゃうのですね。実は、情報の大きさというか多さ、少なさが（１）と（２）の間に横たわっているのだらうと思うのですよね。事態が発生していれば確実に発生しているということだから、これは（１）で片がつくのですが、（２）に至るには、もうちょっと幾つかの要素が、情報が完全にそうだとということではないけれどもという部分が入っているという気がします。なんかうまく表現できればいいなと思いますけれども。

○渡邊専門委員 多分、我々が情報を引っかける場合にも、疑わしい事例があるときに、それをどういうふうに判断するかということが一番重要になるのだと思うのですよね。ですので、何も……

○早川座長 事務局としては、健康被害が明確に生じているという情報はないけれども、何かそういう兆しがあって、今後発生するおそれがありというふうに、この言葉の間を事務局はそういうふうに思考しながら書いているのかなというふうに思いましたけれども、どうでしょうか。

○井原総務課長 例えば今の現在の基準を御覧いただきますと、資料 2-2 の一番最後のページですけれども、（１）の①のところで、現在生じていないけれども、今後被害が生じるおそれのあるもので、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものという書き方になっておるのですけれども、そうすると、この「顕在化していない」というところの読み方といたしまして、これは②の「健康被害が生じている」というところと「顕在化していない」というところの関係をどう見るかということになります。そこを簡単にというか明確にすばっと切り分けてしまったわけでございますけれども、この今後被害が拡大するおそれがあるということであれば、既に健康被害が生じているという整理になりますので。

○早川座長 「顕在化していないが」というのが趣旨にあっていて、いいかもしれませんね、そういう文言が、（２）の中に含まれている。多分、渡邊先生がおっしゃったことはそういうこと。

○渡邊専門委員 私の言っているのは、前のほうがいいのかと思ったのは、「健康被害が生じていないが」というときに、どういうふうにそれに関する情報を取り出すのか、その判断基準のことを聞きたいのです。健康被害が生じていないという情報は挙がってくる場所がないので取り出しようがないと思いますが、つまり、そうではなくて、健康被害が疑わしい、つまり、うそかどうかわからないけれども、うわさ情報を含めて、そういう

何か疑わしい情報があるということが多分ピックアップする一番の取っかかりなわけですよ。それを日本語でいうと「健康被害は生じていない」という言葉になるのですが、これはそうではないと思います。「健康被害が生じていない」というのは、多分英語に直せばもっとよくわかるのだと思うのです。日本語にしちゃうからちょっとあやふやなので。

○早川座長 そうですね。この(2)に、今後のポテンシャルは書いているけど、今の情報の中でも、今でもポテンシャルが考えられることがあるので、それが、以前の文章では残っているのですね、「顕在化していないが」というのは、英語的に言うと。だから、ポテンシャルという意味合いが改訂文ではなくなっているのですね。

○渡邊専門委員 今の新しいほうではなくなっているのですね。

○早川座長 はい。

○姫田事務局長 (2)の書き方として、「健康被害は明確に確認されていないが」。

○渡邊専門委員 そのほうがいいと思います。

○石川専門委員 ちょっと違うことでもよろしいですか。

○早川座長 はい、どうぞ。

○石川専門委員 先ほど座長がおっしゃいました健康食品の話ですけれども、私ども日本医師会のほうでは、数年に及んでこのことについていろいろな調査をしております。全国の医師会員から、この健康食品にまつわる身体事例の異常だとかそういったものを取り上げたりしているのですけれども、今回の政府のアベノミクスの第三の矢ですね、この中に明確に健康食品の表示拡大というのが盛り込まれておりますので、座長のおっしゃられたことはしごく当然だというふうに思います。この委員会が国民の健康だとか安全を守っていくということであれば、当然やらなきゃいけないのですけれども、しかし、あの市場というのは、もう既に2兆円市場だとか、大変膨大な市場になっていて、しかも、製品の作り方のところだけしか業界は監督していない。中身のことについてはほとんど余り関知していない状況の中で、もしここでやるとしたら、基本的には予算のもう一回見直し等をやらないととても無理だと思います。私たちが非常に狭いところで、例えば、1つの物質の含有量なんかを量ってみますと、例えば200mgコンドロイチン配合だとか書いてあっても、最大入っていたのが30%です。全く入っていないものもあるわけです。こういうものがこの実態ですので、ここで本当に取り上げるとしたら、本腰を入れて、そんな数億円

の予算ではなくて、もっと膨大な予算ではないととてもできないということは、私たちは懸念しております。ただ、座長のおっしゃるように、これは必要なことだというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

**○植木情報・勸告広報課長** 1つこれは御紹介でございます。先ほど私、食品安全委員会はファクトシートというものを作っているということを御紹介させていただきましたけれども、つい最近、調理器具に含まれているシリコンとクロム、この2つについてはファクトシートを作りましてホームページにアップしてございます。クロムにつきましては、健康食品といいますかサプリメントで販売されてございますので、その項目を設けまして、海外ではこうだよと、こういう警告されている事例もあるよと記載しています。一番最後のまとめのほうは、ちょっと手元に資料はないのですけれども、よく注意をして摂取しましょうだったかな、何かそういう表現をしてございますので、皆様方、後ほどホームページでファクトシートを御覧いただければ、私どものほうでもそういう取り組みをしているという、そういう御紹介でございます。

**○早川座長** ほかにいかがですか。

**○姫田事務局長** 石川委員や座長などの御懸念というのは、むしろ私もその懸念は共有しております。残念ながら、今それぞれの個別の物質についてそれなりに評価するということが可能ではあるのですけれども、具体的に法制度上、要するに、健康食品の場合、特にアマメシバなんかの場合は、普通に食べれば特に健康被害はないのだけれども、健康食品にした途端に大量に摂取するので健康被害が生じてしまう。あるいは豆乳だって通常の食品ですけれども、あれを毎日毎日飲み続ければ、当然、健康被害のおそれがあるというようなことが予知されるものなのです。それで、それをどう法制度上やっていくのかとか、あるいはそれはむしろ私どもの食品安全委員会というよりは、法制度上どうとられていくのかとか、かなり全体の問題点としては大きな問題になるのではないかと考えています。その懸念について、今お二方のおっしゃった懸念というのは私も共有しておりますので、まず1つは、私どもというよりは、食品安全委員会だけではなくて厚生労働省なりと少し話をさせていただく。今日こういう御意見があったということも踏まえて話させていただきたいと思います。

**○唐木専門委員** その関連で、消費者庁がいわゆるサプリメントの表示は消費者庁なので、消費者庁が研究費用を出して、日本健康栄養食品協会が調査事業を一昨年からずっとやっています、私もその委員をさせられていたのですが、いわゆる健康食品の成分がはっきりしていて、しかも、論文になっているものについては世界中の論文を集めて、その有効性と副作用についての検討を行った結果があります。それは消費者庁のホームページに既

に出ていると思いますが、その一部については健康食品として認識されて成分もはっきりしている、これについては調査もできるし、検討もできるのですが、実は、できないもののほうが膨大に多いのです。問題があるのはそっちのほうなのです。それをどういうふう  
に引っかけるとか。それを解決するために、かつてトクホをつくって、トクホは少なくとも安全性だけは確保するというところになっていたのですが、トクホも非常に数が少ない。それ以外のものも多い。ですから、それ以外の、いわゆる健康食品と称して流通して皆さんが信じているものをどういうふう  
に考えるのか、これは食品と医薬品、食薬区分の間の問題で、そこをもう一度考え直すところから考えないといけません。これは食品安全委員会だけではとてもできないという点では、まさにそのとおりです。ですから、消費者庁も含めて十分に検討することが必要だろうと思います。

○早川座長 ありがとうございます。

これは、実際に、成分レベルでは十分把握し切れない部分の評価をここでやろうと言っても、本当は最後にはものすごい力業になって、とてもできないと思うのです。

○唐木専門委員 とてもできないですね。

○早川座長 これは、今、成長戦略ということで、逆に消費拡大というか、そっちのほうを推進みたいな形に自由マーケットのほうに任せていますが、やはり安全性ということはこの国がうたっている以上は、やはり国としてどこかできちっとしたレギュレーションをかけていかないといけないと思うのです。安全委員会ではそれはできませんけど、勧告というか、問題意識をいつもリスク管理機関のほうに投げていくということ是可以の  
のだと思うのです。今のいわゆる健康食品というのは業者の自主規制に全て任されていて、しかも、これからもうちょっと規制緩和という流れの中で、さらにマーケットもいいですから成長していく、その反面の話もあるだろうというふうに思いますので、ぜひ私が申し上げたのは、ここで全てをというのはとても難しいので、一番いいのは、やはり管理機関のほうでそのことに問題意識を持って施策を作っていくように、方策をやられるように、こ  
ことしては絶えず申し上げていくという、そういう形かなというふうに思っています。

○山根専門委員 今の御意見に賛成です。私どもも今の流れはとても心配をしております、安易な機能性表示の拡大には反対を表明しています。食品安全委員会としても早い段階で何かしらの意見表明をしていただければというふうに思っています。

○山本専門委員 消費者団体としては、山根さんと同じ意見でございます。そして、もうひとつの切り口としては食品の方ではないのですが、宣伝の仕方というものがあります。いずれにしても、問題だと考えています。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の事務局から御提案のありました「自ら評価」の関係の話でありますけれども、渡邊先生のほうから御指摘のありましたように、(2)のところを前の文章に近いような感じに直していただくわけにはいかないでしょうか。

○井原総務課長 先ほど事務局長からありました修正案ですけれども、健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、ここはその発生のおそれがありという感じになりました、そうすると、(1)のほうも表現ぶりを統一する関係で、ここも、健康被害の発生が確認されておりというような形になるのでしょうか。

○早川座長 渡邊先生、そんな感じでよろしいですか。ほかの方もよろしゅうございますか。

ほかに、これに関してよろしいでしょうか。

それでは、この2つのペーパーの御提案につきましては、今のような修正をしていただいた上で食品安全委員会に報告をさせていただくことにいたします。

事務局におかれましては、安全委員会における審議結果について、次回の専門調査会で結果の報告をお願いいたします。

それから、先ほどの健康食品問題については、特にこの案件と関連しますけれども、御意見がいろいろ出たということでよろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、平成25年度「自ら評価」案件の決定までのフロー(案)及び平成25年度「自ら評価」案件候補の外部募集について(案)、この審議に移りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料2-3、資料2-4に基づきまして簡単に説明させていただきます。

まず、資料2-3でございますけれども、今年度の評価案件の決定までの流れでございます。

昨年度とほぼ同様でございますけれども、7月から8月にかけては、ホームページ等による一般からの意見募集、それから食品安全モニター等からの意見等々いただいた情報を整理いたしまして、まず、9月から10月にかけての第8回企画等専門調査会で御議論いただきまして、あと11月から12月、それから1月から2月にかけては絞込みのための調査審議をお願いいたします。2月、第3回の絞込みで案件候補を決定、それにつきまして食品安全委員会に調査審議いただきまして、その後、パブコメの募集等々を行い、3月に最終的に案件を決定するという流れになっております。

資料 2-4 でございますけれども、先ほど御説明いたしました 7 月に一般からの意見募集を実施したいと思っております、その募集の案文でございます。

1 ページ目のところに下線を引いておりますけれども、先ほど御議論いただきました見直し後の基準をここに書いております。したがって、先ほどの修正案、最終的には委員会での決定になりますけれども、その決定後の基準をここに書いた上でホームページ上で募集の案内をしたいと思っております。

以上でございます。

○早川座長 ただいまの事務局の御説明に対しまして、コメント等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この「自ら評価」案件の設定については、事務局で手続を進めていただくというふうをお願いしたいと思います。

次に、議事 (3) ですが、平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練についての審議に移ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 3-1、資料 3-2 に基づきまして御説明いたします。

まず、資料 3-2 でございますけれども、これは、当専門調査会でも昨年度御意見をいただきまして、25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画、これを 25 年 2 月 4 日の食品安全委員会に報告をしているものでございます。その中におきまして、重点課題といたしまして、(1) の最初の○でございまして、政府全体として、緊急時の対応が確実にできるよう、関係府省間の連携強化を図る観点から策定される訓練計画に基づいて、委員会での対応訓練計画の詳細を決定するという事になっております。

政府全体の計画として、資料 3-1 の 2 ページ目でございますけれども、消費者庁におきまして、4 月 8 日、これは食品関係のものに限りません。政府全体の緊急時対応のための訓練計画を策定しております。

その中で、2、重点課題のところでございますけれども、「関係府省との合同確認訓練を通じて、以下の項目を重点的に確認する。」ということで、①～④に記載されております。

関係府省との合同確認訓練という部分でございますけれども、これについては、食中毒等食品関係の緊急時対応につきましては、資料 3-1 の 1 ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、今年度、私どもの訓練の骨子でございます。

4 月、10 月に、特に転入者及び希望者を対象として、緊急時、ホームページを通じた情報提供について行うためのホームページ掲載研修、それからメディア対応研修として、マスコミ関係の方を講師にお招きしてメディア向け資料の作成等々に係る講義、模擬の記者会見等を 8 月から 10 月にかけて行う。それから、11 月の確認訓練ですけれども、先ほど



御説明いたしました消費者庁が策定した訓練計画に基づきまして、消費者庁、厚労省、農林水産省等々と共同いたしましたして、確認訓練を実施するというスケジュールです。

甚だ簡単でございますが、以上でございます。

○早川座長 それでは、ただいまの事務局からの御説明に対しまして、御意見、コメント等をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がない、コメントもないということでございますので……どうぞ。

○唐木専門委員 1つだけ。訓練というのは必ず何かのシミュレーションだろうと思うのですが、どんな事故を想定しておやりになっているのでしょうか。これは後学のために。

○井原総務課長 年度によりまして化学物質系のものであったり、微生物による食中毒の発生というものを想定して、例えば、輸入された缶詰を原因とする大規模食中毒が発生をしている。その原因がよくわからないので迅速に情報を集めて、その情報をどのように国民に提供していくかといったようなシナリオ。特に、昨年度はあらかじめ職員にそういうシナリオを提示せずに、その場その場でその状況を伝えていき、それに的確に対応できるかどうかといった訓練を実施しております。今年度も、訓練計画を事務局内で検討中でございます。まだどういう事故にしようかということは決まっております。

○唐木専門委員 わかりました。例えば、東京のどこかの区でばたばたと病人が出た。では、どうするのだという、そこから始まるという訓練ですか。

○井原総務課長 そうです。

○唐木専門委員 わかりました。

○小出専門委員 たしか2回ほど前にこれについて随分議論したと思いますけれども、なかなか難しい案件を制定するのがなかなか難しく、でも、やることに意義があるかなと思ったのですが、この中で、メディア対応の、このメディア関係者というのはどういう人たちなのか。これ、実際にメディアの方を呼ばれてきてということですか。それとも、もう少しメディアを客観的に見る、例えば、そのときにも話したかもしれませんが、企業などでは、名前を出していいのかわかりませんが、例えば、電通のようなどころとメディアと両方見ていて、これはこういう発表の仕方だと、こういうふうにとられる可能性もありますよと、そういう評価もするのですけれども、実際の食品安全委員会ではどういう人たちにやってもらうのでしょうか、参考までに。

○井原総務課長 これまでは、報道関係のOBの方、実際の記者のOBの方ですとかをお招きして記者会見のやり方等々、記者の側の心理というものを解説いただくなどしながら、どうすれば的確な情報が記者を通じて国民に伝わるかというような御指導をいただいていたところでございます。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。

○近藤専門委員 すみません、念のための確認になるかと思うのですが、緊急時対応手順書というのは、特に私どもで評価させていただいたりしたことはないのですが、緊急時には必ず緊急連絡網みたいなものがあると思うのですが、それはその手順書の中に書いてあって、そういうふうにものが流れていく、例えば、深夜、事務局長のところに電話が入って、それが委員長に行くという、そういう手順書になっているわけですね。

○井原総務課長 そういう手順書マニュアルを用意して、手順書に従ってきちんと対応できたかどうか、あるいは手順書通りにやったのだけれども、実際、不都合となるような点があれば、その手順そのものを見直すというようなことの検証を行っております。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではただ今、これは御意見、質問どちらかですが、もし御参考にされることがあれば、それを参考にさせていただいて、平成 25 年度緊急時対応訓練を実施していただくというふうをお願いしたいと思います。

それで、その他事務局のほうから何かございますでしょうか。

○井原総務課長 特にございません。

○早川座長 それでは、今日はいつもになく早く終わりました、以上によりまして本日の議事……

○唐木専門委員 ちょっといいですか、その他の点で1つだけ提案というかお願いをしたことがあるのですが、リスクコミュニケーションの課題として、最近、中国食品に対する週刊誌の非常に科学的ではない記事が連載され、最初はたしか週刊文春が連載をし、今日出たのにもまたディズニールランドが中国食品を使っているから危ないみたいなことを書いたり、アエラがそれを追いかけたり、それから、今、文藝春秋がそれを集めて単行本にするということで動いている。なぜわかったかということ、外食産業大手にアンケートを出しているのですね。おたくでどういう中国食品を使っているのだというようなアンケート

を出している。大変お困りになっているという話を聞いています。そちらはそちらとして、食品安全委員会としてこれだけ中国食品、怖い、危ないということが、町で言われていることに対して、全く何も対応しないのもどうなのかな。やはり科学的な根拠を示したリスクコミュニケーションというのがあるといいのではないかというふうに思っています。その辺のところでは何かおやりになる予定があるのかなのか。もしなければ、ぜひ御検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

**○山田専門委員** 1つ、うちにもアンケートが来ましたよ。アンケートの内容が、中国商品悪を前提として、その上で扱っているか、扱っていないかなので、今おっしゃったように、科学的知見に全く基づいていないので、これはやはり取り締まる必要があるのではないかとさえ思っています。

**○鬼武専門委員** アンケートは生活協同組合にも来ましたけれども、同じように、今我々は、雑誌も全部中国って引っかけて、毎日ニュースも全部ウォッチはしているのですけれども、できたら国のほうがそういうウォッチをしていただければ、書籍代の節約になります。この間全部購入をして、全部幹部のところには回しているのですけれども、本当にメディアは自由に記事にすること仕方ないと思うのですけれども、行き過ぎていて、一方では、消費者の方々から、それに対しての質問は本当に多い現状です。増えているのは確かですから、山田委員と唐木委員がおっしゃったように、私どもも困っているのは事実ですので、ぜひそういう点も少し考慮していただければというふうに私も思います。

**○姫田事務局長** 問題なしとは思っていないのですが、これがいわゆる新聞社ですとか、それからいわゆるキー局のテレビ局ということであれば、やはり我々として何らかの対応をしないとイケない可能性というのはあるかと思いますが、やはり週刊誌ですので、週刊誌をどのぐらい皆さん方が読まれるか、それを週刊誌を、結局、私どもが、その週刊誌に対して対抗すると、またそれが非常におもしろおかしくなってしまうと、さらに悪影響が出てくるというようなことがあるのではないかなと思っています。ですから、少なくともこの話が週刊誌である間については、国民の皆さん方の週刊誌に対するどのぐらいの信頼度があるか私はわかりませんが、あえて私どもから乗り出していくというつもりは、今現在、私は持っていません。

**○唐木専門委員** 私が申し上げているのは、週刊誌を相手にけんかしろと言っているのではなくて、輸入食品の安全性がどうなのかということについて食品安全委員会が明確な情報を出すということです。ですから、別に週刊誌のことは一言も言わなくて結構ですし、厚労省の輸入食品統計、あるいは東京都が、あるいは各自治体がやっている輸入食品、それから国産食品の検査結果、そのほかのデータから判断して、あるいは検査件数が抜取検

査だから、これは絶対漏れがある、だから危ないというような議論も広がっている。そうすると、抜き取り検査を何%やったらどのぐらいの確率で全体がつかめるのか、統計学の話ですとか、その辺のところの解説をわかりやすくリスクコミュニケーションする必要があるだろうと、そういう御提案です。

**○姫田事務局長** 多分、とても久しぶりに役人ぼくお答えさせていただきますと、多分それ、リスク管理上の問題なのだと思うのですよ。それで、基本的にやるとしたら、厚生労働省の輸入食品対策室がすべきだと思っておりますし、その輸入食品に対して、いかに厚生労働省が水際できちっとやっているかということ、あるいは厚生労働省が、物によってはですけども、現地査察も含めて対応しているというようなことを明確にPRすべきなのだろうと思っております。食品安全委員会がリスクが高いものについては積極的に乗り出していく必要があると思っておりますけれども、いわゆるリスクがないですよというデータを持っているのは基本的に厚生労働省でリスク管理をやっているものですから、そこについて私どもが云々というのはなかなか難しいのかなと思っております。

**○唐木専門委員** ぜひそれは農水、厚労と、今までのリスクコミュニケーションもいろいろなことで一緒にやってきました。ということで、ぜひ一緒にやったらということではいかがでしょうか。

**○姫田事務局長** それは農水がどのくらい乗るかというのは別ですけども、農水は自由に書いておいてくれればいいと思っているかもしれませんので。

**○唐木専門委員** 農水の中国嫌いはこの際置いておくとして、科学的に正しい情報を出すということは食品安全委員会にも少し多少の責任はあるだろうと思います。

**○鬼武専門委員** 私も同感です。やはり日本の行政が EFSA と違って余り信頼されていないというのは、世の中で流布しているいろいろな安全情報があって、一方それに対して適切な科学的な知見も含めて発言することがやはり必要だと思いますから、管理機関の役割であると、余りお役所的なことを言わずに、同じ食品安全行政を担う省庁として是非やっていただきたい。私も日常からぜひそういうコミュニケーションをやっていただければ、消費者のほうにももっと信頼感が上がるのではないかというふうに思っています。そういうふうなことをやり続けることのほうがね、思います。日常消費者から電話かかってくるのは、メディア等で出される食品安全情報への不安ですから。

**○早川座長** やりますとお答えするのは役所の形としては難しいと思いますが、念頭に置きながら今後の活動に生かしていくという、まとめになるかと思えます。

○大瀧専門委員 消費者に情報を出しているのが気がついたことで、少しお耳に入れておくだけでいいことかもしれないのですけれども、BSE の対策の見直しについても、お話をすると、国産牛についてはもういいでしょうということなのですが、やはり外国産のものはどうなのだという質問が多いのですね。やはり気にされている方が増えてきているのではないかなと思います。

それと、ついでなので申し上げますと、トランス脂肪酸の摂取を減らすために、パーム油を原料にしているものが非常に増えているような気がするのですけれども、パーム油は、消費者からすれば植物性ですし、天然成分ですし、イメージが大変よいと思います。でも、一方で、パルミチン酸ですよ、C16、飽和脂肪酸の含有量が多いので、どうなのでしょうかとということで調査はされているのでしょうか。食品業者にとってはきっと価格も安いですし、フライドポテトなど食感がかなり保たれるので、非常に好都合に使われていて、そのようなことを知らないで食べている方が多いように思います。

それからもう一つなのですけれども、魚なのですが、骨のない魚を大きな広告を出して売られているというところで意見がありますのでお伝えしたいと思いますが、本来は魚離れを防ぎたいということで業者がやっていらっしゃるのかも知れないのですけれども、消費者の意見で、お年寄りにはいいかもしれませんけれども、これから食べ方を覚えようとする子供などには余りいい影響がないのではないかと。本来の魚の姿も知らなくなりますし、科学的には多分カルシウムの摂取量も減ってしまうでしょうし、骨がないのが当然というふうになってしまうと、今度は骨が1本でももし入っていたら、それに文句を言う消費者が出てくるのではないかと。あとは骨を一生懸命抜いているのは、日本人ではなくて外国人なのではないかと。そういうことで、日本の食の在り方もやはり考えてやっていかなければいけないのではないかとということで、社会を動かすぐらい大きなところがやっていらっしゃるということに、笑って済まされないという意見が出ておりますので、お耳に入れさせていただきます。

○早川座長 それでは、最後に。この調査会につきましては、平成23年10月に3つの専門調査会を統合して発足した。それ以来、委員の皆様方には、食品安全委員会の運営計画、「自ら評価」案件の選定、リスクコミュニケーションの在り方、緊急時対応等多岐にわたって熱心に御議論をいただいております。本年10月に専門委員の改選が予定されております。ここにお集まりのメンバーでの会合は今回が最後ということになるかもしれませんので、ここでこの2年間弱の議論を振り返っての御意見、御感想等がございましたらお伺いしたいということでございます。

先ほども幾つかの御意見を既に賜っておりますけれども、どなたでも結構でございますので、あるいは順次でも結構でございますので、御意見、感想等をいただければと思います。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。まずは公募委員の方で、中本委員、何かございますか。

**○中本専門委員** 2年間ですかね、お世話になりました。公募で来ましたので、お話をされている内容で専門的な話になってきますと、正直、ちんぷんかんぷんというところもありまして、自分がここにいる意義であるとか、発言をする意義であるとかというのを日々考えてはきたのですけれども、正直、公募という形で国としての実績づくりなどところもあるのではないかとということもあって来ていたのですけれども、意見を発言させていただいて引き上げてもらっているところも感じることもできましたし、すごく自分では勉強もさせていただきましたし、よかったと思っております。ありがとうございました。

**○早川座長** 大瀧委員はいかがですか。

**○大瀧専門委員** 2年間あつと言う間でしたけれども、お世話になりました。

私は、食品安全委員会のお友達からお手紙をいただいて公募に出させていただいたのですけれども、前の小泉委員長先生に面接のときに、食品安全委員会で何に貢献できますかという質問をいただきました。びっくりしまして、何もわからないのに貢献できるかどうかわかりませんが、まず勉強させていただいてから考えますと答えました。本当にこの会に出席させていただいて、食品安全委員会が食の安全のために一生懸命やっていたらしゃることもわかりましたし、私は以前からモニターをやっていて、地域の一般の消費者の方たちに、どうやってこういう科学の情報を伝えたらいいのかと思ってやってきていたのですが、放射性物質の問題が出てから、これは本当に難しいと思って、でも、これができればリスクをかなり奥深いところまで理解できるかなとは思っていました。周囲の人からは、非難する人もいるかも知れないからもうリスクをやめた方がいいという意見もあったのですが、公募で引き上げていただきまして、こういう立場がありましたので、放射性物質についてのリスクについても、実際に測定して皆さんにその値についても説明させていただくことができ、つくば市に関しても、やはり食品安全委員会とつながっている人間ということで、皆さんがよく聞いてくださいますし、風評被害等に関してはいろいろな勉強をさせていただき、皆さんに情報を伝えてこられたかなとは思っております。本当にマスメディアのすごさとか、いろいろ体験しまして、ここでも意見を言わせていただきまして感謝しております。

実は、つくばの科学者向けの雑誌の編集者から、食品安全委員会に関わっているなら、そのことで記事を書いてくれないかと言われて食品安全委員会の宣伝といいますが、一般の方にこういうことをやっているということを知っていただきたく、それで私が食品安全委員会の食の安全の情報を皆さんにどうやって伝えていったらいいのか考えてきたことなどを記事にしました。もし読んでくださる方があったら別刷りを差し上げますので、読んでいただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、特に強制というわけではないのですが、ばらばらでは何なので、こちら回りに、もし何かございましたら一言二言。

○鬼武専門委員 余り考えていなかったですけれども。まず、私はじめに、2年間早かったと思いますけれども、一番感心したのは、3つの専門調査会を、時間は1時間とか2時間長くなることはあったのですけれども、座長がいつもきばきとまとめていただいたことに一番感心をしておりましたので、ありがとうございます。

あとは、少し時々余計なこともしゃべったと思いますけれども、ぜひ食品安全委員会を企画等専門調査会の一委員としても応援しているということで理解していただければと思います。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○河野専門委員 私は2年間お世話にまだなっておりませんが、数回参加させていただいた率直な感想を申し上げまして、大分国民のほうに近づいてきたのかなと、雲の上の存在から大分私たちのほうに寄ってきてくださったのかなという感想を持っています。

2日前にプレスリリースされました「食品を科学する」という連続講座の内容なのですが、非常に興味深くて、特にタイトルが、参加してみたいなというふうな形で、今までこういうふうな形で、いわゆる食品の安全を私たちに向けてアピールしてくださったことはないだろう。多分、講座でも非常に堅苦しい名前で作ったのかなと、ちょっと参加できないのかなと思ったので、非常に敷居が低くなったというのが1点です。今後ともこういう形で私たちのほうに近づいていただければなと思っています。

それからもう1点は、やはりリスクコミュニケーションということなのですが、ここは評価機関だということで、そこは動かしがたい事実なのだと思います。ただ、先ほどからいろいろな方が、こういうことに取り組めないだろうかというふうに問題提起をしていること、健康食品の機能表示ですとか中国産品のパッシングの問題、原料原産地というのは、品質とか安全性には全く関係のないというか、違う次元の問題だということも含めまして、本当にそのあたりでできること、できないことはあるかもしれませんが、ぜひ消費者庁を中心に評価機関と管理機関が一緒になって、ここで提案されたことも取り上げていただければと、その出されたことをきちんと縦割りではないということを示すためにも、連携で国民に示していただければというふうに思っています。期待半分です。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

いかがですか、こちらから見えないので申しわけございません。

○小泉専門委員 私は食品安全委員会設立のときから委員をさせていただいております。消費者庁ができたことによって委員会の性格ががらりと変わりました。消費者庁ができる前は私が所属していた委員会の専門委員が十数人だったのですね。2 時間の議論の中でも、みんなが本当に言いたいことを言い合う雰囲気がありました。これだけの 20 人以上の委員会となりますと、座長のすごい進行のもとにうまくやっているとしたいと思いますけれども、ちょっとやはり人数が多過ぎるのではないかと思います。そして議論がかみ合っているのかなと思うこともあります。

それから、やはり司令塔ではなくなったということで、大きな役割の変化があったのですが、ここでいろいろな御意見を伺っていると、今の食品安全委員会の役割というものを超えたものを期待なり要望なり出されているのではないかと思います。期待と実際に食品安全委員会が権限を持っているのがちょっと乖離してしまっているのではないかなという、こんな印象を持っております。

それから、私は緊急時対応のところでもたくさんのマニュアルを作成する役割をさせていただきました。特に、当時は、0-157 が起きた後だったのです。その後、サーズが起こりということで、緊迫感を持ってやっておったわけですが、この間に、作ったマニュアルに基づいて、処理する事態は幸い何もありませんでした。何もなかったのも、何となく安心感というか、作ったまま棚に置いてあるというような気がしないでもありません。次回の訓練のときには、マニュアルに従うとどうやって動いていくのか、そういうのを検証していただきたいなと思っております。先ほどシナリオなしで、今回は 10 月に訓練をやるということだったのですけれども、一度マニュアルどおりに行動していただき、各自どのような役割を負っているのか、修正箇所はどこかというのを、確認していただく機会にさせていただければと思います。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

○小出専門委員 今はちょっと退きましたけれども、企業でいわゆる緊急時対応を中心になってやっている意味で、こういうところに参加させていただきました。いわゆるリスク評価、リスクコミュニケーション、緊急時対応という中で、リスクコミュニケーションと緊急時対応側に少し関心が行き過ぎたかもしれないけれども、非常にこの会議を長くする原因を作った張本人ではないかと。確かに今、小泉先生が言われたように、食品安全委員会そのものに少し本来の役割以上のことを期待していろいろな発言をしたかもしれませ



ん。その辺は大変申しわけなく思っております。

ただ、今ぜひ御理解していただきたいことは、企業、いわゆるメーカーも、それから流通の方もそうだと思いますけれども、かなり危険をおかしてと言ったほうがいいかもしれません、やはりリスクコミュニケーションを試みています。例えば牛乳だったら牛乳には微生物汚染問題というのは必ずあるのですよと、それに対してこういうことをここまでやっていますよというようなことを今試みている。そういう立場で、日本の、確かに消費者庁ができました。消費者庁、それから農水省、厚生労働省、そして食品安全委員会が非常にリスクコミュニケーションについて、数年前から比べると格段に精力的などということではなくて、やはりレベルが高い、密度の高いことをやり始めたなど、そういう流れの中で、いろいろな意見を私も申し上げたというふうにぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。

それぞれ省庁が分かれてはいますけれども、私の理想とするところは、先ほどのお話であれば、例えば、中国の問題であれば、よく引き合いに出すニュージーランドのフードセーフティオーソリティですか、そこの長官が自ら写真を出して、自分の言葉として語る、そういうことができればいいのですけれども、日本は縦割りで、どうしてもこの形でいくのかもしれませんが、それぞれが、それぞれの、少しずつ領域を超えてやっていたらいいのではないかな。企業も、いつまでも、言い出すと損をするというような感覚は大分克服をしてきて、実際に消費者の方々とリスクも含めて語り合うようになってきましたので、そういう流れをぜひ皆さんにも支援をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

○近藤専門委員 ありがとうございます。私もこのリスクコミュニケーションが安全委員会でスタートしたときから唐木先生と御一緒にずっとやってまいりました。それで、今回、組織が変わってからみんな喧々諤々言う時間が少なくなったのは寂しい思いもありますし、こういうやり方もあるのだなという気もしております。

リスクコミュニケーションの評価というのは非常に難しく、初めはリスクコミュニケーションとは一体何なのかということから相当な議論があったわけですが、やはり積み重ねによって消費者に安全は何なのかということをお理解いただくことは進んできたのかなと思います。ただ、よく安心と安全を一緒にするなという話がありますけれども、やはり安心しないと、幾ら安全だと言ってもなかなか納得できないというのがリスクコミュニケーションの難しいところで、例えば、輸入食品の安全性の問題にしても、3.11のあった直後は、むしろ中国製品に走った消費者はいっぱいいるわけで、それが落ち着いてくると、風評被害が一旦おさまったかに見える現在だと、また中国パッシングから国産第

一というふうになって、非常に不思議な傾向を感じます。私も食品企業で長らく消費者部門におりますけれども、放射能の影響が取りざたされて以降、絶対国産は嫌だ、危ない、何だか危険だというご意見や問い合わせも、月日の経過ともにどんどん減ってきた。突然大きく減ったところにオリンピックがありましたし、それから、尖閣諸島の問題とか、ああいうものが不安という気分につかかってくるという背景があります。ですから、リスクコミュニケーションを繰り返すだけで成功するわけでもなくて、世の中の、いわゆる人心をつかまえていかないと、やはりコミュニケーションというのはいかにいかないのかなど。どこに消費者の人はつかかっているのかなという見極めがやはりコミュニケーションの評価にも関わってくるのかなと思いつつ、この2年間、リスクコミュニケーションという難しさというのはひしひしと改めて感じてきた次第です。どうもありがとうございました。

○早川座長 どうもありがとうございました。

順番ということですので、私のほうから。

私も10年間、発足以来やっております、最初は4年間、組換え食品のほうで座長をやっております。その後、6年前に、この企画委員会ですかね、専門調査会の座長をとということで、我が身を顧みればとんでもないと思って、随分ためらうことが多かったわけですが、いろいろな不行き届きはともかくとして、何とか6年間無難に過ごすことができ、無難にという言葉はよくないかもしれませんが、感謝しております。

この会、食品安全委員会自体がそうなのですが、食品が全ての国民に関係することでありまして、当然、政府機関から始まって食品製造業界、流通・販売、消費者、それからいろいろな医学・薬学的な学問的な分野、いろいろなところにわたっている。ということで、特にこの企画等専門調査会に参画しておられる方は、それぞれの分野の本当にトッププランナーとかオピニオンリーダーということで、先生方にいろいろなお話を伺うことができ大変勉強になりました。それで、6年前に随分ヘジテートしたということは今こういう形で大変勉強になったということで、今はハッピーな気持ちであります。もっとハッピーなことは、これでもうこの重荷に耐えなくてもいいということが最高の晴々とした気持ちでございます。本当にどうもいろいろとありがとうございました。

これは私が勝手に思っていることですが、やはりいつも議論するときに、何が目的で議論しているのか、そのためにとるべき手段が一体何なのだとということと、やはり普通に物事を考えて、普通にそうだよねと言えるような結論になるべくいくのがいいのではないかというふうに思っていました。本当にいろいろふつつかな座長を支えていただきましてありがとうございました。

どうぞ。

○田崎専門委員 1年間委員をさせていただいたのですが、安全委員会は私にとっては敷

居が高くて、それ以前はこの立場に座らせていただくことは想定をしていませんでした。

皆様のお話を伺い、自ら発言する中で、やはり消費者の方へのリスコミが重要だが難しいと感じております。真に消費者・国民の方に理解していただくというのは、科学を実践していく組織としての食品安全委員会の役割が極めて重要だと思っています。また、このようなすばらしい組織を知らない人はいまだに多いと思います。委員会のやっている内容について、より多くの方に知っていただき、見ていただき、感じていただくための工夫・仕組みづくりを、今後さらに考えていく必要があるのかなと強く感じています。

**○局専門委員** この会を通じましてたくさんの議論を拝聴していただき、大変いろいろな分野の方々お揃いですので、大変勉強になっております。食の安全というのはエンドレスというか、本当に次から次へといろいろな問題が起こってきて、これは人類が続く限り、永久に付き合わざるを得ないような、まさに今後、食料問題とかいろいろ出てきますし、永久の課題だなというふうにますます痛感しているところですが、早川先生もよく出されておりますけど、こんなに国民の大事な課題を背負っている食品安全委員会に対する予算が非常に低いとか劣悪であるという、私も本当にそのように思っていて、では、どうすれば予算を増やせるかというところを常々思い馳せたりするのですが、委員長を初め皆さんで陳情に行くというのもありますけれども、やはり国民の熱烈的な理解と、本当に必要だということを訴えていくような手段というのでも真剣に考える必要があるように思います。そのことが、結果的には国民が幸福になれるわけです。マスメディアにもそういったところを理解してもらって、国民とマスコミが一緒になってこういった食品の安全を守るための財政的な支援を盛り上げていけばいいのかなと思ったりしております。

いろいろ私も何年この会議におつき合いさせていただいているか、4年ぐらいになるかと思っておりますけれども、大変勉強になっております。どうもありがとうございました。

**○江森専門委員** 専門委員は4年間務めさせていただきまして、実は、この食品安全委員会を設立する前に、私は連合本部というところにおりまして、設立準備室の皆さんと、どんな形でこの安全委員会を作っていくかというようなことを間接的に議論した経過があります。当時、連合としては、独立性というものを強く主張したわけですが、最終的には連合の主張とはちょっと違う形でこの委員会が発足をいたしました。事務局の皆さんも、出身が農林水産省だったり厚生労働省だったり、大きな省庁の御出身の方が多くて、その間の中で、ある意味では事務局を運営されている皆さんも多いのではないかな、それだけにいろいろと御苦労も多いのではないかなというふうに思っています。

そういう中で、こうありがたい、ああありがたいというのは、そのとおりなのですが、先ほど来から議論があるとおりで、そのためにはお金が必要、予算が必要、人がいないとできないという現実があるわけですから、私はやはり食品安全委員会というものを設立したとき

の趣旨というものをしっかり社会に向かって発信をしていくという力がないと予算が削られたり、人が削られたりということにもなりかねないのではないかなと思います。

小泉内閣が発足をしたときに、連合も慌てました。骨太方針というものを打ち出して、官邸主導でいろいろな政策を打ち出したのですね。そのときに、各省庁が概算要求に、小泉内閣としては規制緩和、官から民へということを強く打ち出したわけですから、概算要求の表題が、みんな「官から民へ」「規制改革」ばかりになって、まえがきも一部変わりましたが、中身をよく見ていくと、去年とほとんど変わっていないというようなことがしばらく続いてきました。そういう意味では、私は食品安全委員会の事務局の皆さん、大変御苦労が多いと思うのですが、こういうしたたかさという部分もしっかり持って発信力を持って、やはり食品安全委員会は必要なのだということが多くの皆さんから賛同が得られるような、そんな発信力をぜひ発揮してほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

**○唐木専門委員** 先ほど近藤さんから御紹介いただいたように、私も食品安全委員会発足のときからというか、発足の前から多少関わっていて、足かけ 11 年という長い時間おつき合いをさせていただきました。

発足のころを考えると、もうお話ありましたが、あのころは食品安全委員会に対する期待が非常に大きかった。その期待は、やっとな国民のために食品の安全をやってくれる機関ができたという、そういう期待だったと思います。ところが、食品安全委員会の主要な仕事はリスク評価です。リスク評価は科学だけをもとにする作業であって、国民寄りの評価なんというのはあり得ない、企業寄りの評価もあり得ない、科学だけに基いている、このところがなかなか理解されなかった、そういうところがあります。それで、食品安全委員会の委員に消費者代表が入っていないのはおかしい、あるいは専門調査会にも入っていないのはおかしいなんという議論まであった。そういうところがようやく皆さんにわかっていただけになったのかなというところはありますが、しかし、やはり食品安全委員会は国民のために存在するのだと、そここのところはどこのパイプになるのか、現在はこの委員会しかないと思うのですね。ですから、そういう意味では、この委員会の重要性は非常に大きいとは思いますが、3 つの専門調査会が一緒になったので、確かに人数は多過ぎで、昔のように活発な議論ができない、それは大きな問題だろうと思います。その辺のところは今後少し考えていただければというふうに思います。

それから、私は 2 年前からこの調査会には参加したのですが、ちょうど 2 年前から私は倉敷の住民になってしましまして、半分以上ですか、参加できないで余り御協力できないで申しわけありませんでした。

私はもう一つの仕事は、肥料・飼料専門調査会の座長ですので、そちらはさぼるわけにいかないの、そちらは真面目に出ていましたけれども、今年いっぱい全部やめられるだろうということで、私も今ほっとしているところです。

最後に1つだけ、先ほども言いましたが、今、リスクコミュニケーションが非常に難しい時代です。それは、ヨーロッパではチェルノブイリの事故があった後、ウルリッヒ・ベックという社会学者が非常に有名な「危険社会」という本を書きました。実は、現代はリスク社会なのですが、あのころ日本語でリスクを訳すと危険になってしまったので、日本語のタイトルは「危険社会」になっています。

その本の中でいろいろなことも書いているのですが、一つ問題なのは、科学不信、科学者不信というのが随分その中にあります。その本はチェルノブイリの後、かなり日本でも影響された人がいましたが、ほとんど忘れられていたのが、福島の後、またそれが復活して、ベックの言っているような科学者不信、科学不信を唱える人がまた一斉に出てきた。そういう人たちがリスクコミュニケーションの、科学的な情報をきちんと伝えるということに対して、それは消費者が知識がないということを欠陥というふうに考えている。その欠陥を補ってやれば皆さん安心するというような消費者をばかにした考えであるというようなことを大きな声で言う方もいらっしゃるし、それから、消費者の多くは科学者あるいは食品安全委員会に判断を求めているところがあります。このぐらいだったら本当に大丈夫なのですか、あるいは危険ですかと聞きにくる。しかし、判断をするのはけしからんと、そういう御意見もある。いろいろなことでリスクコミュニケーションが非常に難しい時代になってきているということを我々は強く認識をして、リスクコミュニケーションの真価がこれから問われる時代、これからもう一度努力をし直す時代になったということが私の今感じているところですし、これから食品安全委員会としてもぜひその辺を認識して頑張っていっていただきたいと思います。

**○山田専門委員** 私は4年間委員を務めさせていただいていますが、ここ2年は特に放射性物質の件がありましたので、事務局の皆さんには、この調査会の場だけではなく、個別にも本当にお世話になりました。

私どもからいろいろお願いをしたこともありましたし、あるいは一般消費者の方へのPRということでお手伝いをさせていただいたこともあります。ともすると、この調査会の場では、事務局の皆様はバッシングの対象になるようなことも何度かあったと思いますが、少なくとも私は、放射性物質の件では精力的に動いていただいたと大変感謝しております。本当にありがとうございました。

**○山根専門委員** 今日は放射性物質のリスクミのことで随分いろいろ議論があったと思います。そこでは特に意見出さなかったのですけれども、一言申し上げますと、ここに書きぶりとしても、風評被害がなくなる状況にあるので、今後とも頑張りますという書き方になっている。私としては、違和感があります。正しい理解をより広めるために努力するというのでぜひやっていただきたいと思います。「風評被害」という言葉の持つ捉え方にもよると思うのですが、風評被害が生まれるとすれば、それは誤った情報が流れてい

るであったり、不安をあおるような行動があったりとか、そういうことで起こるということでありまして、不安な消費者を上から目線で何かあれするような言いぶりはおかしいというふうに思っています。不安に思うことを不安だというふうに言えない社会というのは、やはり一番怖いことでして、そういった意味でも、消費者目線を忘れずにやっていただきたいと思うところです。そういったこともありまして、これだけ食品安全の中でリスクミというのが大事だというふうに共有されてきているということもありますし、私はこの食品安全委員会の本委員に消費者を代表する立場の人が入るということも決しておかしなことではない、逆に大切なことなのではないかというふうに思っています。

以上です。

**○山本専門委員** ここまで来る間に全部言いたいことは言われてしまったのですけれども、先ほど河野さんが言われたように、7月から始まる講座の内容を見ましても、私も随分目線が下がったのではないかとこのように思っております。このプレスリリースにしても、やはりまだ知っている人は知っていて、知らない人は知らないという感じがあります。その広報ということについて突き詰めていくと、やはり予算ということと、さっきのサプリメントでは、どこの消費者団体も問題だと思っており、それによって随分被害を受けている人がいるにもかかわらず、やはり最後は予算ということで締めくくられてしまいました。アベノミクスかどうかわからないけど、どこかに働きかけて、もっと予算を取っていただきたいというのが私の希望でございます。どうもありがとうございました。

**○渡邊専門委員** この企画のほうには4年ぐらい前ですか、その前は緊急対応、それとは別個にウイルス等微生物調査会の座長は10年やってきたわけですけれども、そういう意味で、科学的な意味でのコントリビューションは食品安全委員会に対してできたのではないかとこのふうには思っております。この企画に入らせていただいて、いろいろな消費者団体の方々も含めて現場での意見が聞けたというのは、私にとって非常に勉強になりました。

あと、マスメディア等に対してのいろいろなリスクコミュニケーションに関して、前に幾つかのことを提案して、1つは、メディアとの意見交換会とか、一般の人に向かっての勉強会ですか、そういうことの提案をしたときに、これは感染研がそれをやってきて、非常に効果があったということの実証がありますので、そこが食品安全委員会でも取り上げていただいたのは非常にありがたいと思います。

ちょっと皆さんが今まで言われたことと少し違うことを言うかもしれませんが、10年前に食品安全委員会ができた経緯として、マネジメントとは独立にアセスメントができる機関が必要だろうということで、この安全委員会ができた経緯だと思うのですけれども、特にBSEの問題ですね。それはそれで重要だと思うのですけれども、本来は、本当にマネジメントとアセスメントが分けられるものか、これはなかなかそう簡単には僕はい

かないと思っています。マネジメントとアセスメントがスムーズに、本当はうまく連動して動けば一番いいのだと思うのですね。そこが日本の場合にどうなのかというのは私は疑問があって、これは例えば FDA とか EFSA とかいろいろなほかの機関の場合には、どちらかというと一緒にあって、同じ組織の中に2つの機能があって、それでうまく連合して動くというような仕組みなのですね。どっちがいいのかというのはなかなか難しいところもあるのだと思うのですけれども、今の流れを見ていると、日本の場合にはどっちかという、2つの別々の機関が同じ様なことをやっている可能性があるのですね。私は厚労省および食品安全委員会の両方の委員会に出ているので、どちらでも大体同じようなことがディスカッションされているので、重複している感じを受けます。縦割り組織が多くなるほど迅速性という点で問題が起きるのではと思います。もう一回改革を行い、全体を、例えばフードセーフティ部門とか、何かそういう大きい組織を作り、その中でアセスメントとマネジメントの両方がうまく運用できるようなシステムを日本がこれから作っていけば、今までやってきたことが今後さらに活きるのではないかというふうに思うのですが、なかなかそれは難しい。

予算の問題と、この委員会で一番の課題は研究機関がないということなので、その辺のところを予算との兼ね合いでどういうふうに今後やっていくかというのは結構しんどいわざだと思えます。そのとき、例えば、関連する研究所を取り込み大きい視点で考えていくと、少し未来が開けるのかなというふうな、ちょっと雑駁な感想ですけれども述べさせて頂きました。なかなか難しいものがあるということで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

**○服部専門参考人** 私もこの企画等専門調査会ができたときというか、食品安全委員会が発足したときから企画専門調査会に出させていただいています。私は、いわゆるここで評価案件の大部分を占める農薬等の関係する業界にいるわけですが、確かに食品安全委員会ができた経緯、今、渡邊先生がおっしゃったような経緯からできて、できたときからすれば、この10年間でかなり食品安全委員会の認知度も高まりましたし、またその役割もかなりよくなってきたのだらうなという気はしています。ただし、これもちょうど今、渡邊先生に言われてしまったので何なのですが、私、この間、5月に化学工業日報にインタビューを受けまして、農薬の規制に関するインタビューを受けて、それが記事になりました。確かに、日本の場合に、農薬等でいいますと5府省が行政に絡んでいます。一方、アメリカ等では、EPAという1府省が全てを管轄しているところから見ると、なかなか日本の場合に統一感とかスピード感に少し欠けている部分かがあるのではなかならうかなというふうに若干思っています。食品安全委員会の意義は意義とした上で、もう少し日本の中で各府省がうまく連携を取り合いながら、もう少しスピード感を持って規制ができるようになればいいのかなというふうに今思っています。それが最後の私の言いたいことかなというふうな気がしています。

以上です。

**○酒井専門委員** 2年間本専門調査会に出席させていただきまして、非常に勉強になりました。

食品安全委員会に12の専門委員会がありますが、企画等専門調査会は非常に範囲が広く、広過ぎるのではないかなと思います。したがって、議論の焦点が少しぼけてしまうような気がします。今日の議題を見ましても、食品安全委員会全体の報告書、「自ら評価」案件の選定、緊急時対応、それからリスクミについてです。余りにも広いので、少し課題を整理する必要があるのではないのでしょうか。本委員会がこのままいくのだとすれば、分科会を設置して分野ごとに検討する必要もあるのではないかと思っております。

本委員会が食品安全委員会が今抱えるいろいろお話が出ましたが、基本法や本委員会が立ち上がった時点のことをもう一度、国民全体で考える必要があるのではないのでしょうか。そうしますと、やはり財源の問題と人材の問題があります。各専門調査会を見ましても、これから各論と総論ができる人材を育成しないとこれから大変になると思っております。

また、私はプリオン専門調査会の座長を務めておりまして、各地を回らせていただく中でリスクミではリスク管理とリスク評価、を一体としての質問が多い印象です。これはやはり少し気長に、結論を急がなくてもゆっくりでもいいから、国民の皆さんとの話を継続することが大事であると思っております。国民性もありますので難しいと思っておりますが、リスクミを通じて理解展開して、運動を継続することが大切であると思っております。いろいろありがとうございました。

**○生出専門委員** 最後になりましたが、日本薬剤師会副会長の生出と申します。

平成20年に、たしか福田康夫さんから任命状をいただいて、プルデンシャルタワーで会議があり、すばらしいところでやるのだなと思っていいたら、22年になって、鳩山由紀夫さんになったら、この場所に移りまして、ということで、企画と緊急時と両方、委員を務めてまいりました。皆様方とお知り合いになれていろいろなことを教えていただきました。

今日も石川専門委員から出ましたが、健康食品の食の要する健康増進機能の活用というのがアベノミクスで出ておりますが、機能があるのであれば、医薬品として堂々と売っていただければいいと、この2年間、私、自宅が宮城県の仙台市で、東日本大震災への対応と、それから、つい最近までは一般用医薬品のインターネット販売に関係していたものですから、なかなか欠席がちで申しわけございませんでした。10月からは若手と交代して、どんどん意見をこの場で述べていただきたいと、このように思っております。どうも6年間ありがとうございました。

**○姫田事務局長** 実は私もこの委員会というかリスクミの専門調査会は当初のメンバーで



ございまして、当初、農林水産省のリスコミの担当官と厚生労働省のリスコミの担当官は出席させていただいておりましたので、当時から、ですから、私はちょっとキセルしていますけれども、10年間お世話になっております。

それで今、いろいろな御意見をいただきました。本当に感謝しております。ただ、今、渡邊委員なり、それからそれぞれの委員からお話のあった食品安全の在り方なのですが、なかなか政府部内でも問題なしとは思っておりません。ただ、残念ながら、よく1つの省庁ができたので、何か議論が終わったみたいなどころがあるのですけれども、そこは別に健康食品のリスク管理をやっているだけなので、相変わらず私は食品安全委員会が食品安全のヘッドクォーターだと思っております。

一方で、リスク評価というよりは、どこで産業と切るかなのですけれども、要するに、例えば農林水産省と厚生労働省をとくとあれなのですけれども、よく考えると、厚生労働省の食品安全部と農林水産省の消費安全局は、これは規制官庁なのです。ところが、そこに、ですから、彼らは業界とは直接関係のない省庁になるのです。もう一方で、農林水産省には、いわゆる産業振興部局があるので、そこは当然業界と十分関係のある部局なので、どこで切っちゃうかということですね。だから、規制官庁が産業振興部局と一緒にいたほうが規制がやりやすいのか、それとも、いわゆる評価機関と一緒にいたほうがやりやすいのかというのは、これは世界中でいろいろ実験が行われていて、最近では、私どものようなリスク評価単独でやっているところはだんだん減ってきているというような状況になってきているかと思えます。私の立場上、これをどうこうというのは言いがたいのですけれども、やはり少し当初のときの考え方、あるいはこれをどうするかということについては、やはり国民的というか議論していかないといけないなと思っております。

一方で、今、そうは言いつつもそういうこと、先のお話を考えていてもいけませんので、私自身としては、中立ということは言っていますけれども、どうもこのところ、食品安全委員会での中立というのは、真ん中に立って周りから離れることを中立だと勘違いしていたようなので、私は現在は、いわゆる消費者にもメーカーにも生産者にも全部に引づくことが中立だと考えておりますのでできるだけ、いわゆるあらゆるところと情報交換してしっかりと、それで、かつ中立でありたいと思っています。

それは、1つは、この委員会がそういう意味では各界の皆さん方に出てきていただいているので、ここは非常に大事なところだと思っておりますし、また引き続き続けていただける委員の方々もかなりいらっしゃると思っておりますけれども、引き続きぜひ活発な御議論をいただきたいと思っておりますし、皆さん方の御意見をしっかりと拝聴して、食品安全委員会の事務局の運営を続けていきたいと思っております。

最後ですが、先ほどからの連続講座の話を非常にお話しになっていきますので、連続講座の全体を統括している上安平先生、一言でも紹介していただければと思います。それから、キャッチコピーを書かれたのは全部上安平先生です。

○上安平委員 とんでもないです。皆さんがいろいろ知恵を絞ってくださって、やっとあそこにまとまったというところがございますが、この7月から毎月1回、大体第4水曜日の2時間ぐらいを当てまして、食品のリスク分析をとにかく、わかりやすく解説していこうという試みでございます。

食品安全委員会には7人の委員の方がおいでになって、私は違うのですが、その残りの6人の先生方は本当の先生方で、第一線の研究者でいらっしゃいます。私が委員に加えさせていただいたのは1年前なのですが、それぞれの方とお話ししますと大変おもしろいのです。いろいろな裏話も含めて、そうか、研究って結構おもしろいものなのではないかなという気がしているところがございます。そして、そのお話をぜひいろいろなところでしていただきたいというのが、多分1つの最初の発想だったと思うのです。今まで確かに評価をするということで皆様のそれぞれの学識を出していただいて評価に当たってきたものですが、その裏にある、背景にある考え方や何かを評価の結果も含めてどういうふうに関係しているのかということがわかっていただくと、その評価の信頼性というのも増すのではないかなというのがちょっとした期待でございます。最初のうちはイロハになるかもしれませんが先生方にはわかりやすく、素人が理解できるレベルで、私にとにかく教えてくださいというスタンスで当初いろいろ工夫をお願いしております。きっと先生方とても、難しいことを難しく言うのはそれほど難しくないらしいのですけれども、易しく言うのというのはとても大変らしく、大変御苦労されておまして、スタッフの方もしょっちゅうダメ出しをして、先生を目下悩ませております。でも、きっと実際に実現するころには、大変わかりやすい講座になるのではないかなと期待しておりますので、ぜひ皆様にも声をかけていただいて、いろいろな方に参加していただきたいと思っております。

そして、その背景には、たった1つだけ、やはり昔は上意下達ではありませんけれども、評価の結果が来て、こうなら安全だよと言ったら、もうそれでおしまい、わかってもわからなくても、とにかくこれが安全なのだから、それを守れというような意識がどこかにあったと思うのです。その評価自体はもう面倒くさくてわからないのだから、わかってもらわなくてもいいという姿勢があったのかもしれない。でも、今の社会のレベルといたら随分普通の人のレベルも上がってきております。それですから、きっと必ずや理解者と賛同者が増えていただけるのではないかなというのが私どもの淡い期待でございます。

ちゃんとした御紹介になったかどうかわかりませんが、こんなところでございます。

○早川座長 どうもありがとうございました。

いろいろ非常に貴重な御意見等をいただきました。ここだけではどうにもならないこともございますけれども、いただいたいろいろな御意見、コメントを踏まえまして、今後の企画等専門調査会、食品安全委員会の運営を行っていただきたいと思います。

それでは、次回の日程につきましてどのようになっているか御紹介ください。

○井原総務課長 次回の企画等専門調査会の開催につきましては、10月に専門調査会の改選がございますので、その状況を見まして改めて御連絡させていただきたいと思います。  
本当にありがとうございました。

○早川座長 それでは、以上をもちまして第7回企画等専門調査会を閉会させていただきます。  
どうもありがとうございました。